

2,000 m以上から届出が必要です



キャスビーさかい

# CASBEE堺

## 堺市建築物の総合環境配慮制度

未来都市・堺への  
わん! ステップ!

### マニュアル (2024年対応版)

堺市建築物環境性能表示

<p>SDGs未来都市・堺 Sustainable Development Goals Future City, SAKAI CITY</p> <p>これはCASBEEを利用した自己評価結果です</p> <p>CASBEE堺・新築 2024年版 第 YAO-〇 号</p>	総合評価	★★★★☆
	CO <sub>2</sub> 削減	★★★★☆
	みどり・ヒートアイランド対策	★★★★☆
	断熱性能	★★★★☆
	エネルギー消費性能	★★★★☆
	安全快適な暮らし	★★★★☆
	太陽光発電等再生エネルギー 自然エネルギー直接利用	☆☆☆☆☆

2026年4月1日  
からの届出分から使用  
します

建物の環境性能がひと目でわかります

建築都市局 開発調整部

【2025年10月改訂】

## 改訂にあたって

近年の記録的な猛暑などの気候変動は、自然災害を誘発する原因とされ、本市は2021年に「堺環境戦略」として、2050年、都市全体でカーボンニュートラル<sup>※1</sup>の実現をめざしています。

国連サミットでは、2015年に国際社会共通の目標であるSDGs<sup>※2</sup>が採択され、本市は2018年に「SDGs未来都市<sup>※3</sup>」として国から選定されました。以来、自然と共生する持続可能な脱炭素都市<sup>※4</sup>に向けた取組を推進しています。

国では、エネルギー消費量の約3割を占める建築分野における取組として、建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律）を改正し、2025年4月以降に工事着手する建築物には、原則として、省エネ基準への適合が義務づけとなりました。これを反映して2025年3月末に、CASBEE-建築（新築）2024年版の評価マニュアルも発行されました。

今般の改訂では、建築物省エネ法に準拠した採点基準の見直しが行われ、新たに開発されたホールライフカーボン<sup>※5</sup>表示への対応も図られました。これらを踏まえて、本市では従来の2016年版は使用せずに、2024年版を使用することにいたします。

私たちが地球ですっと暮らしていけるように考えられた共通目標であるSDGsは、建築分野と関連が深いものも多く含まれています。市民、建築主、設計者、販売等受託者<sup>※6</sup>の皆さまには本制度の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

2025年10月

- ※1 **カーボンニュートラル**: ライフサイクル全体（原材料調達、製造、輸送、使用、廃棄、リサイクルなど）で排出される二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の量と吸収されるCO<sub>2</sub>の量が同じであること。
- ※2 **SDGs**: 持続可能な開発目標。国連サミットで採択された2030年に向けた目標で、「貧困をなくそう」など17の目標とその達成のための169項目の達成基準を掲げている。
- ※3 **SDGs未来都市**: SDGsの理念に沿った取組みを推進する都市の中から、特に経済、社会、環境において、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市として国が選定する。
- ※4 **脱炭素都市**: 地球温暖化の原因となっているCO<sub>2</sub>を含む温室効果ガスの排出を防ぐために、化石燃料からの脱却をめざし、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする都市のこと。
- ※5 **ホールライフカーボン**: 建築物の資材調達から解体、廃棄に至るまでのライフサイクル全体で排出されるCO<sub>2</sub>を含む温室効果ガスの量のこと。
- ※6 **販売等受託者**: 本制度を用いて、届出する建築物の販売または賃貸の代理、媒介するもの。

## 目 次

### 第1章 堺市建築物の総合環境配慮制度（CASBEE堺）

1. 「CASBEE（キャスビー）」の名前を始めて聞いた方のために.....	2
2. CASBEE評価ソフトで評価できる建築物.....	4
3. 「CASBEE堺」の目的.....	5
4. 制度の位置づけ.....	5
5. 届出義務がある建築物.....	5
6. 任意の届出となる建築物.....	6
7. 「CASBEE堺」の評価方法.....	7
8. 評価ソフトの入力手順.....	8
9. 適切な評価のために.....	13
10. 堺市重点項目.....	14
11. 評価方法と表示方法の基準.....	19
12. 届出の手続き.....	20
13. 提出書類.....	22
14. おおさか環境にやさしい建築賞.....	27
15. 届出の概要の公表.....	27

### 第2章 環境性能表示制度

1. 制度の概要.....	30
2. 建築物環境性能の表示内容.....	30
3. 表示が必要な広告.....	30
4. 工事現場への表示ラベルの掲出.....	31
5. 表示の届出.....	31
6. 同一敷地内の複数棟を同一の広告に掲載する場合の取扱い.....	31
7. 販売等の建築物で、一部で評価があてはまらない場合の取扱い.....	31
8. 変更後の表示の取扱い.....	31
9. 購入者等への説明.....	32
10. 表示に係る検査.....	32
11. 表示の有効期限.....	32
12. ラベル表示を見る時の注意点.....	32
13. その他留意事項.....	33

### 第3章 資料編

1. 届出等の書式の記入ポイント.....	35
2. CASBEEー建築（新築）の補足資料.....	41



## 堺市建築物の総合環境配慮制度

キャスビー  
(略称：CASBEE堺)

### 本制度の概要

本市では、大阪府から事務の移譲を受け、大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づき、『堺市建築物の総合環境配慮制度(略称: CASBEE 堺)』を実施しています。

本制度は、環境性能の高い建築物の普及を図ることを目的に、建築主に建築物の省エネルギーと省資源・リサイクル、周辺環境への配慮や緑化対策など、総合的な環境配慮の取り組みを促すとともに、その概要を本市のホームページに公表する制度です。(任意届出もホームページに公表致します。)

第1章 堺市建築物の総合環境配慮制度(CASBEE堺)

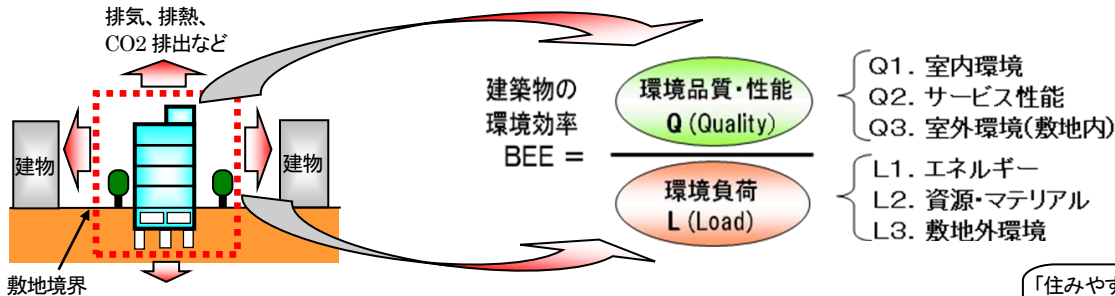
1 「CASBEE(キャスピー)」の名前を始めて聞いた方のために

CASBEE(建築環境総合性能評価システム)とは、国土交通省の支援のもと産官学の共同により開発されたシステムで、どれだけ環境に配慮した建築物であるかを評価・格付けする全国共通の「ものさし」です。現在、本市を含め、全国で24の自治体で使用されています。本制度では、一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センターの評価ソフトである「CASBEE-建築(新築)」を使用します。

この評価ソフトは、一般社団法人 日本サステナブル建築協会の「CASBEE-建築(新築)」のホームページから無料でダウンロードできます。また、評価マニュアルは、住宅・建築SDGs推進センターの図書販売よりご購入ください。(2024年PDF版のダウンロードはありません。2025年9月現在)

Q1. CASBEE評価の仕組みは?

A1. より良い環境品質・性能(Q)の建築物を、より少ない環境負荷(L)で実現しているかを評価します。なお、評価結果には有効期限があり、CASBEE建築(新築)は竣工後3年間有効です。



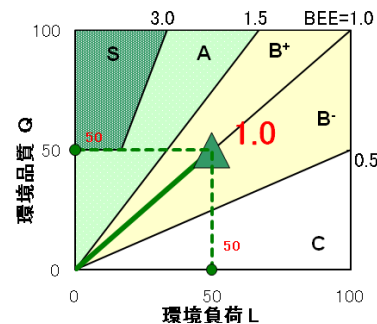
QとLの評価する項目は、合計でおよそ90項目です。Qを分子に、Lを分母とする指標を、建築物の環境効率BEEといい、Qが大きく、Lが小さい、つまり**BEEの値が高い建物ほど環境性能が良い**評価となります。



評価項目	小項目の名称
Q1 室内環境	1.音環境 2.温熱環境 3.光・視環境 4.空気質環境
Q2 サービス性能	1.機能性 2.耐用性・信頼性 3.対応性・更新性
Q3 室外環境	1.生物環境の保全と創出 2.まちなみ・景観への配慮 3.地域性・アメニティへの配慮
L1 エネルギー	1.建物外皮の熱負荷抑制 2.自然エネルギー利用 3.設備システムの高効率化 4.効率的運用
L2 資源・マテリアル	1.水資源保護 2.非再生性資源の使用量削減 3.汚染物質含有材料の使用回避
L3 敷地外環境	1.地球温暖化への配慮 2.地球環境への配慮 3.周辺環境への配慮

Q2. 格付けの方法は?

A2. BEEの値から、Sランク~Cランクまでの5段階の格付けとなり、赤星の数で表示します。Qの値(0~100点)を縦軸に、Lの値(0~100点)を横軸とするグラフ上に表示することにより、異なる建物の環境性能を明瞭に比較することができます。



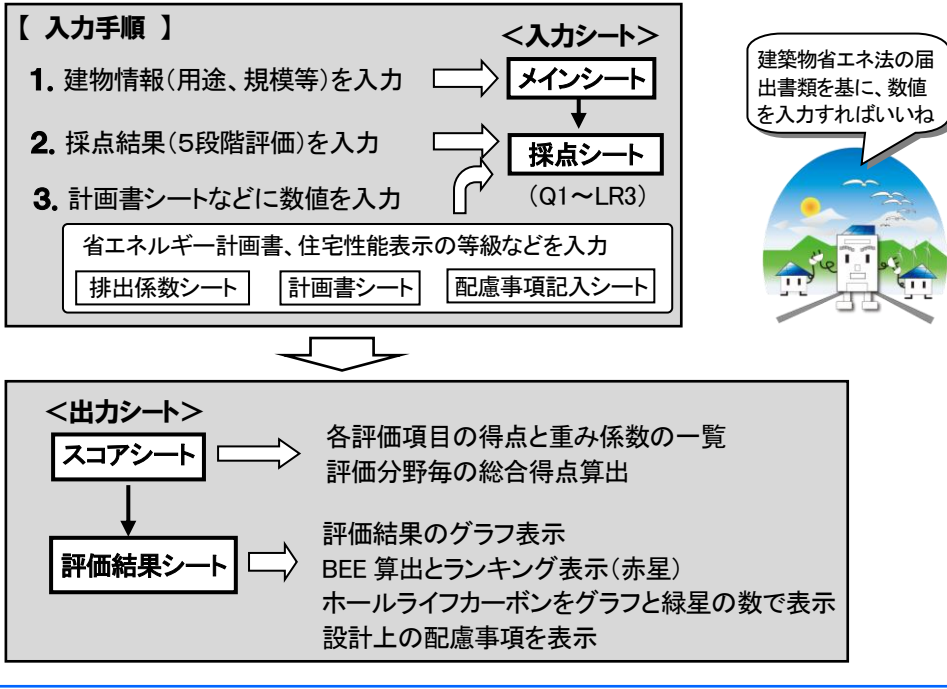
Q3. 評価しない項目はあるの?

A3. 審美性とコストや収益性は評価しません。建物の配置、形状、外装材料などの景観配慮、地域性に対する取組みは評価しますが、「建物の美しさ」などの審美性は評価しません。また、建物の市場価値、事業がもたらす収益性など、コストや収益性は地球環境とは別の視点からとらえるものであるため、評価しません。

ランク	評価	BEE値	ランク表示
S	素晴らしい	BEE=3.0以上、Q=50以上	赤★★★★★
A	大変良い	BEE=1.5以上3.0未満	赤★★★★
B+	良い	BEE=1.0以上1.5未満	赤★★★
B-	やや劣る	BEE=0.5以上1.0未満	赤★★
C	劣る	BEE=0.5未満	赤★

Q4. どう採点すればいいの？

A4. 評価ソフトは、表計算ソフト上で簡単に入力できるように開発されています。入力手順の概要は、次のようになります。



【メインシートの例】

**CASBEE®-建築(新築)**  
**評価ソフト**

バージョン: CASBEE-BD\_NC\_2024\_v1.2  
 ■使用評価マニュアル: CASBEE-建築(新築)2024年版

1) 概要入力

① 建物概要

- 建物名称: ○○ビル
- 建設地・地域区分: 埠市○○区○○
- 地域・地区: 商業地域、防火地域
- 竣工年(予定/竣工): 202○年○月
- 敷地面積: 5,000.00 m<sup>2</sup>
- 建築面積: 4,000.00 m<sup>2</sup>
- 延床面積: 7,000.00 m<sup>2</sup>
- 建物用途名: ○○事務所
- 階数: 地上○○F
- 構造: RC造
- 平均居住人員: XX人(想定値)
- 年間使用時間: XXX時間/年(想定)

② 評価の実施

- 評価の実施: 202○年○月○日 [実施設計段階]
- 作成者: ○○
- 確認日: 202○年○月○日
- 確認者: ○○
- WLCの計算: 標準計算 → WLC算定条件シート(標準計算)を入力

2) 個別用途入力

① 用途別延床面積

事務所	7,000.00 m <sup>2</sup>	事務所	7,000.00 m <sup>2</sup>
学校	0.00 m <sup>2</sup>	幼稚園・保育園	
		小・中学校(北海道)	
		小・中学校(北海道以外)	
		高校	
		大学・専門学校	
物販店	0.00 m <sup>2</sup>	デパート・スーパー	
		コンビニエンスストア	
		家電量販店	
		その他物販	
飲食店			
集会所	0.00 m <sup>2</sup>	劇場・ホール	
		展示施設	
		スポーツ施設	
工場		うち省エネ計画対象面積	
病院			
ホテル			
非住宅 小計	7,000.00 m <sup>2</sup>		
集合住宅		専有部(住戸部分)	0.00 m <sup>2</sup>
		共用部(エントランス等)	

【採点シートの例】

Q1 室内環境

色相について、ブルダウナンバーから選択。または数値・コメントを記入。  
 ※環境配慮の概要は最大30字程度。レベル3を超える場合は必ず記入し、多い場合

1 音環境

1.1 室内騒音レベル

建物全体・共用部分 重み係数(固定) = 0.40 住居・宿泊部分 重み係数

レベル	事・会(屋外)・病 ヲ・野・ホ・工・住	学(大学等) 会(図)・病(診)	物・飲	会(他)	学(小中高)	レベル	病・ホ
レベル 3.0	50< [騒音レベル]	45< [騒音レベル]	55< [騒音レベル]	40< [騒音レベル]	60< [騒音レベル]	レベル 1	45< [騒音レベル]
レベル 1	50< [騒音レベル]	45< [騒音レベル]	55< [騒音レベル]	40< [騒音レベル]	60< [騒音レベル]	レベル 1	45< [騒音レベル]
レベル 2	[該当するレベルなし]	[該当するレベルなし]	[該当するレベルなし]	[該当するレベルなし]	50< [騒音レベル] ≤ 60	レベル 2	[該当するレベルなし]
レベル 3	45< [騒音レベル] ≤ 50	40< [騒音レベル] ≤ 45	50< [騒音レベル] ≤ 55	35< [騒音レベル] ≤ 40	45< [騒音レベル] ≤ 50	レベル 3	40< [騒音レベル] ≤ 45
レベル 4	40< [騒音レベル] ≤ 45	35< [騒音レベル] ≤ 40	45< [騒音レベル] ≤ 50	30< [騒音レベル] ≤ 35	35< [騒音レベル] ≤ 40	レベル 4	35< [騒音レベル] ≤ 40
レベル 5	[騒音レベル] ≤ 40	[騒音レベル] ≤ 35	[騒音レベル] ≤ 45	[騒音レベル] ≤ 30	[騒音レベル] ≤ 35	レベル 5	[騒音レベル] ≤ 35

環境配慮概要

【計画書シートの例】

■LR1 「建築物エネルギー消費性能確保計画」等からの必要事項の転記

■建物名称 ○○ビル

1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項

非住宅部分 [BP][EP]m = 0.97 6地域 <1~7地域> レベル 3.00 <8地域> レベル 3.00

住宅部分 品確法 相当 ※1, 2  
 ※1 複数の等級が最良なる場合は最も低い等級で評価する。

非住宅部分 床面積(m<sup>2</sup>) 7,000.00 床面積比率 1.00 レベル 3.0 等級未入力  
 非住宅部分 延床面積(m<sup>2</sup>) 0 0.00

LR1/1 建物外皮の熱負荷抑制 レベル 3.0

2 一次エネルギー消費性能

■BEE等の転記

[BEI]*[BEIm]*	非住宅 0.55	集合住宅※	
[BEI][BEIm]	0.40		
[BEI]			

非住宅 集合住宅  
 レベル 3.50 対象外  
 レベル 4.40 対象外  
 対象外 -

※集合住宅では共用部も含めた「一次エネルギー消費量削減率」をBEE またはBEIm(エネルギー消費削減率)として入力する。なお、専有部のみBEE、BEImでの評価も可とする(注)

非住宅の条件  
 レベル4以上をBEI+で評価する 有効性の提示と[BEI] ≤ 0.5、かつオンサイト再エネがある場合に可  
 対象となるオンサイト再エネの概要 ○○市内、○○kW設置、使用量○○GJ/年 下記②の概要を記入する。  
 評価にあたっては、オンサイト再エネの有効性の確認が必要であり、以下の内容を示すものとする。

## 2 CASBEE評価ソフトで評価できる建築物

### 1) 評価対象建築物

評価ソフト「CASBEE-建築(新築)」は、戸建住宅を除く全ての用途に使用できます。用途分類は、省エネルギー基準で用いられる8用途(工場を含む)と集合住宅です。

対象となる用途は、下表に示すように「非住宅系用途」と「住宅系用途」の二つに区分されています。「住宅系用途」に区分される病院、ホテル、集合住宅では、建物の“共用部分”と“住居・宿泊部分”を分けて評価する項目(Q1、Q2)があるため、必ず「建物全体・共用部分」の評価と「住居・宿泊部分」の評価を両方してください。共用部は、病院では外来待合と診療室、ホテルではロビー、集合住宅ではエントランス等 evaluates。なお外来待合と診療室の両方を評価する項目は、それぞれレベル評価し床面積加重平均の評価とします。専用部は、病院では病室、ホテルでは客室、集合住宅では住戸を評価します。

また、工場では「Q1室内環境」と「Q2-1 機能性」の評価は、主に執務エリア(事務所等)を評価の対象とし、生産エリアは評価対象外とします。「LR1 エネルギー」の評価は、生産エリアにおけるエネルギー消費は評価対象外とします。詳しくは評価マニュアルをご覧ください。

用途区分	用途名	同等の具体例
非住宅系用途	事務所	事務所、庁舎、郵便局、情報センターなど
	学校	小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、専修学校、幼稚園、保育園など
	物販店	百貨店、マーケット、コンビニ、家電量販店など
	飲食店	飲食店、食堂、喫茶店など
	集会所	集会場、図書館、博物館、ポーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋、展示施設など
	工場	工場、車庫、倉庫、観覧場、卸売市場、電算室など
住宅系用途	病院	病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームなど
	ホテル	ホテル、旅館など
	集合住宅	集合住宅(戸建は対象外)

### 2) 複合用途建築物の評価

2つ以上の用途が複合している建築物の評価は、評価対象の建築物に含まれている用途ごとの評価結果を、それぞれの床面積の比率によって加重平均して行います。

なお、延床面積の2割未満の用途については、主用途に含めて評価してもよいことにしております。

複合用途建築物における得点は、各用途の床面積比率により、次式から求められます。

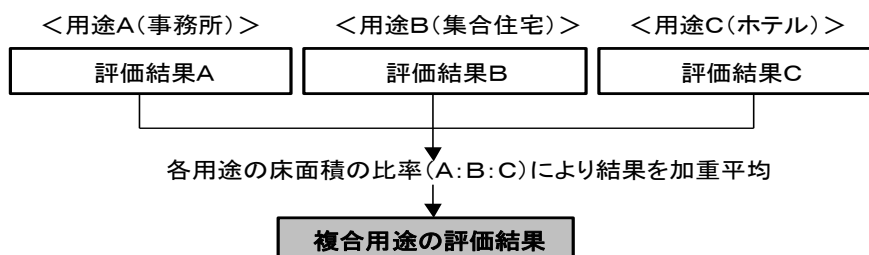
$$\text{複合用途の得点} = \sum (\text{用途毎の得点} \times \text{床面積比率})$$

※計算の結果、得られた点数は四捨五入して整数値を入力してください

複合用途建築物のほか、同じ敷地内に複数の異なる用途の建物があるような場合にも適用が可能です。

「LR1 エネルギー」の評価においては、非住宅用途、住宅の専用部、共用部それぞれにおける採点レベルにより採点されたレベルを、各々の床面積の比率によって加重平均して行います。

#### ■(例)3つの用途が複合している場合の求め方



### 3 「CASBEE堺」の目的

本制度は、環境性能の高い建築物の普及を促進することによって、脱炭素都市「SDGs未来都市・堺」の実現を推進するものです。

環境配慮に取り組んだ結果を本市ホームページで公表し、更に、「環境性能」として不動産広告物に表示することにより、環境性能の高い建築物が評価される市場の形成と市民の環境意識の向上や啓発を図ることを目的としています。

### 4 制度の位置づけ

本制度は、大阪府から事務の移譲を受け、大阪府気候変動対策の推進に関する条例（平成17年大阪府条例第100号。以下「府条例」という。）第44条に基づき、府条例及び同条例施行規則（平成18年大阪府規則第84号）により実施するものです。

#### 事務の移譲内容

届出の受理、公表、指導及び助言、報告及び資料の徴収、勧告に関する事務などが移譲されています。

- ①届出の概要は、堺市建築安全課の「CASBEE堺」のホームページに公表します。
- ②建築物の環境配慮を図るために必要があると認めるときは、建築物環境計画の内容について、指導または助言を行うことがあります。
- ③建築物の環境配慮措置の実施状況その他必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることがあります。
- ④届出をすべき者が届出をしなかったり、虚偽の届出をしたときは、その者に対して必要な措置を講ずべきことを勧告することがあります。  
また、勧告に従わない場合は、その方の住所や氏名などを公表することがあります。

#### 【環境配慮建築物の容積率の割増しを行う総合設計制度を適用する場合】

本制度における格付けにおいて、Aランク以上かつ「Q3 室外環境（敷地内）」及び「LR3 敷地外環境」の評価が3.5以上の条件があります。

詳しくは「堺市総合設計制度許可要領」と検索し、ご確認ください。

### 5 届出義務がある建築物

建築基準法施行令第2条1項四号の前段に規定する延床面積（増改築の場合は増改築部分の延床面積）が、**2,000㎡以上の建築物**（「**特定建築物**」という。）を新築や増改築する方（「**特定建築主**」という。）は、届出の義務があります。

同一敷地内に、複数棟の届出対象となる建築物を計画する場合は、棟別に届出が必要です。

また、工事現場の見やすい場所に、「堺市建築物環境性能表示」（「ラベル」という。）の掲示が必要です。（詳しくは31ページ参照）

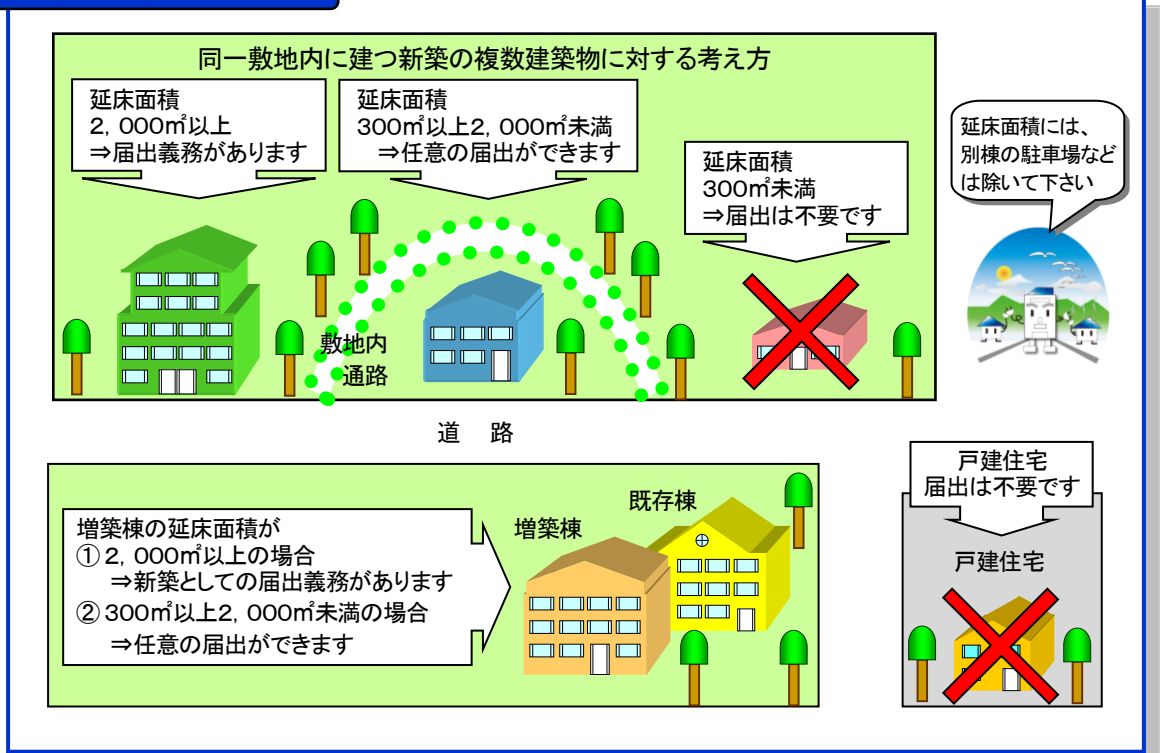
## 6 任意の届出となる建築物

「堺市建築物の総合環境配慮に関する要綱」に基づき、建築基準法施行令第2条1項四号の前段に規定する延床面積が、300㎡以上2,000㎡未満の建築物を新築や増改築する方（「**建築主等**」という。）も届け出ることができます。（任意の届出もホームページに公表致します。）

また、工事現場の見やすい場所に、ラベルの掲示をすることができます。

対象建築物	届出の種別と根拠
2,000㎡以上の新築、増改築	義務（特定建築物として府条例に基づく届出）
300㎡以上 2,000㎡未満 の新築、増改築	任意の届出 (堺市建築物の総合環境配慮に関する要綱に基づく届出)

### 新築の建築物について



## 7 「CASBEE堺」の評価方法

評価の方法は、建築環境総合性能評価システム(CASBEE評価ソフト)とそのスコアシートから抽出した項目の数値を入力する堺市重点項目シートの2つに基づいて行います。

CASBEE評価ソフトは、一般社団法人日本サステナブル建築協会の「CASBEE-建築(新築)」のページから無料でダウンロードできます。

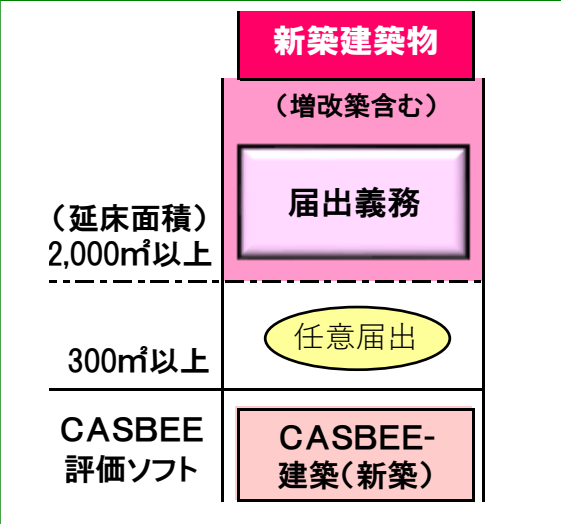
評価マニュアルは、住宅・建築SDGs推進センターの図書販売よりご購入ください。(2024年PDF版のダウンロードはありません。)

なお、CASBEE評価ソフトは、建築・環境分野を取り巻く状況の変化、技術の進歩など必要に応じて見直されますので、2024年版の最新バージョンを使用してください。

堺市重点項目シートは、本市建築安全課の「CASBEE堺」のホームページから無料でダウンロードできます。

### 「CASBEE堺」は、この2つの組み合わせです

#### 【対象建築物とCASBEE評価ソフトの関係】



#### 【堺市重点項目シート】詳細は14ページ参照

##### 【大阪府・大阪市・堺市 共通の重点項目】

CO<sub>2</sub>削減

みどり・ヒートアイランド対策

断熱性能

エネルギー消費性能

自然エネルギー直接利用

##### 【堺市の独自項目】

安全快適な暮らし

自然と共生する安全で  
快適な暮らしへの配慮を  
スコアシートから一部の  
項目を抽出しています

#### ■使用する評価ソフトの組み合わせ(○印が使用するもの)

使用する評価ソフト	届出義務	任意届出
	2000㎡以上の新築(増改築含む)	300㎡以上 2000㎡未満の新築(増改築)
CASBEE-建築(新築)	○	○
堺市重点項目シート	○	○

8 評価ソフトの入力手順

1) CASBEE-建築(新築)のメインシートへの入力

このメインシートは、評価者が最初に入力を行うシートです。

### 評価ソフト

バージョン CASBEE-BD\_NC\_2024 v1.21  
 ■使用評価マニュアル: CASBEE-建築(新築)2024年版  
 最新バージョンは、Ver. 1.21です。(2025年9月12日現在)

#### 1) 概要入力

##### ① 建物概要

■建物名称	〇〇ビル新築工事	評価建物の基本情報は、各シート及び評価結果表示シートに自動的に転記されます。	6地域 ▼
■建設地・地域区分	塚市〇区〇〇		
■地域・地区	商業地域、防火地域		
■竣工年(予定/竣工)	202●年●月		予定
■敷地面積	5,000.00 m <sup>2</sup>	気候区分は住宅の省エネルギー基準における気候区分です。塚市内は、6地域を選択して下さい。	
■建築面積	4,000.00 m <sup>2</sup>		
■延床面積	7,000.00 m <sup>2</sup>	延床面積は用途別延床面積の欄に入力した値が自動的に表示されます。	
■建物用途名	〇〇ビル 事務所		
■階数	地上〇〇F		
■構造	RC造		
■平均居住人員	XX人(想定値)	「平均居住人員」、「年間使用時間」は、参考情報として可能な限り入力して下さい。	
■年間使用時間	XXX時間/年(想定値)		

##### ② 評価の実施

■評価の実施	202●年●月●日	実施設計段階
■作成者	〇〇〇	
■確認日	202●年●月●日	実施設計段階を選択します。
■確認者	〇〇〇	
■WLCの計算	標準計算	評価実施の日付と評価者の氏名を入力して下さい。確認者が別にいる場合は、確認日と確認者の欄を入力します。

#### 2) 個別用途入力

##### ① 用途別延床面積

事務所	7,000.00 m <sup>2</sup>	事務所	7,000.00 m <sup>2</sup>
学校		官公庁	m <sup>2</sup>
物販店	0.00 m <sup>2</sup>	研究施設	m <sup>2</sup>
飲食店		幼稚園・保育園	m <sup>2</sup>
集会所	0.00 m <sup>2</sup>	中学校(北海道)	m <sup>2</sup>
工場		学校(北海道以外)	m <sup>2</sup>
病院		高校	m <sup>2</sup>
ホテル		大学・専門学校	m <sup>2</sup>
非住宅 小計	7,000.00 m <sup>2</sup>	デパート・スーパー	m <sup>2</sup>
集合住宅		コンビニエンスストア	m <sup>2</sup>
		家電量販店	m <sup>2</sup>
		その他物販	m <sup>2</sup>
		劇場・ホール	m <sup>2</sup>
		展示施設	m <sup>2</sup>
		スポーツ施設	m <sup>2</sup>
		うち省エネ計画対象面積	m <sup>2</sup>
		省エネ計画対象面積を入力して下さい。	
		専用部(住戸部分)	0.00 m <sup>2</sup>
		共用部(ケストーム除く)	m <sup>2</sup>

評価する建物用途の延床面積を入力して下さい。複合用途建築物の場合には、各部分の用途面積をそれぞれ入力して下さい。用途の判断基準は、確認申請時の用途として下さい。

集合住宅では共用部の面積を入力すると床面積比が自動入力されます。

##### ② 住居・宿泊部分の比率

■病院の延床面積のうち、病室部分の床面積の比率		病院では病室部分、ホテルでは宿泊室部分の占める割合を入力して下さい。
■ホテルの延床面積のうち、宿泊部分の床面積の比率		
■集合住宅の延床面積のうち、住戸部分の床面積の比率	0.00	

## 2) 係数シートの入力

次に、画面下の「係数」タブをクリックして、「排出係数」シートを開いてください。  
 温室効果ガスの排出量の計算に用いる電気事業者の排出係数を選択してください。

### 排出係数の設定

標準計算に用いる電力の排出係数(設定値※) ※参照値で用いる係数を設定します。

電力事業者名/根拠等	排出係数
関西電力(株)	0.000360 (t-CO <sub>2</sub> /kWh)

注)グリーン電力の購入等は個別計算で評価するため、ここでは設定できません。

(1) 評価条件として、与えられた排出係数を用いる場合

電力事業者名/根拠等	排出係数
XXX	(t-CO <sub>2</sub> /kWh)

(2) 温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量の算定方法を参考とする場合

① 電気事業者から供給された電気

事業者名	排出係数
● 関西電力(株)	0.000360 (t-CO <sub>2</sub> /kWh)

② その他

電力事業者名/根拠等	排出係数
XXX	(t-CO <sub>2</sub> /kWh)

③ 代替値

根拠等	排出係数
代替値	(t-CO <sub>2</sub> /kWh)

(3) 上記以外の場合

電力事業者名/根拠等	排出係数
XXX	(t-CO <sub>2</sub> /kWh)

電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用) - R4年度実績 - (令和6年8月)

◇算定省令に基づく電気事業者ごとの基礎排出係数及び代替値

[1]基礎排出係数(例) <参考> 誤

北海道電力(株)	0.000533	0.000535
東北電力(株)	0.000477	0.00046C
東京電力エナジーパートナー(株)	0.000457	0.000376
中部電力ミライズ(株)	0.000433	0.00044C
北陸電力(株)	0.000487	0.000499
関西電力(株)	0.000360	0.00042C
中国電力(株)	0.000537	0.000544
四国電力(株)	0.000370	0.000447
九州電力(株)	0.000407	0.000462
沖縄電力(株)	0.000710	0.000675

上記例示以外は、以下に事業者名と排出係数を入力してください。

○△電力(R4年実績値)

[2]代替値

代替値	0.000429 (t-CO <sub>2</sub> /kWh)
-----	-----------------------------------

電気事業者から供給された電気の使用を想定している場合は、国が公表する電気事業者ごとの排出係数を用います。ラジオボタンをクリックして、事業者名をプルダウンメニューから選択します。

## 3) 採点シートへの入力

「採点Q1」タブをクリックして、「採点Q1」シートを開いてください。  
 採点シートは、Q1、Q2、Q3、LR1、LR2、LR3の6つのシートに分かれており、それぞれのシートには各用途における採点基準が表示されています。評価項目毎に、レベル1～5までの5段階の採点基準が解説されていますので、これに従って採点を行ってください。  
 この採点結果は「スコアシート」へ自動的に転記表示されます。

■建物名称 ○○ビル新築工事

### Q1 室内環境

プルダウンメニューからレベル1～5、または対象外を選択します

色欄について、プルダウンメニューから選択、または数値・コメント※を記入。

※環境配慮の概要は最長30字程度。レベル3を超える場合は必ず記入し、多い場合は配慮シートに記述する。

用途ごと、部位ごとに評価基準が異なります

建物全体・共用部分						住居・宿泊部分	
レベル	準・(屋外)・病・ホ・工・住	学(大学等)・会(図)・病(診)	物・飲	会(他)	学(小中高)	レベル	病・ホ・住
1	[騒音レベル]	45< [騒音レベル]	55< [騒音レベル]	40< [騒音レベル]	60< [騒音レベル]	レベル 1	45< [騒音レベル]
3	当するレベルなし)	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)	50< [騒音レベル] ≤ 60	レベル 2	(該当するレベルなし)
4	[騒音レベル] ≤ 50	40< [騒音レベル] ≤ 45	目標とする室内騒音レベルを評価します。一般事務室で、50dB を目標とした場合は、採点表からレベル3となるので、プルダウンメニューから「3」を選択します。				[騒音レベル] ≤ 45
5	40< [騒音レベル] ≤ 45	35< [騒音レベル] ≤ 40	[騒音レベル] ≤ 45	[騒音レベル] ≤ 30	[騒音レベル] ≤ 35	レベル 5	[騒音レベル] ≤ 40
対象外	[騒音レベル] ≤ 40	[騒音レベル] ≤ 35	[騒音レベル] ≤ 45	[騒音レベル] ≤ 30	[騒音レベル] ≤ 35		[騒音レベル] ≤ 35

環境配慮概要

環境配慮概要欄は、レベル3を超える場合は、採点根拠となる文言等を必ず入力して下さい。なお、字数制限があるため簡潔にお願い致します。入力内容はスコアシートに反映されます。

採点基準は、項目毎にレベル1～5の段階が設定されており、採点欄ではそのレベル数をプルダウンメニューから選択(レベル3の場合は3を選択)します。評価マニュアルに掲載されている解説に基づきレベルを判断します。レベル3を超える場合には、原則として、根拠となる資料等を添付してください。

また、「Q3 室外環境(敷地内)」や「LR3 敷地外環境」においては、下図のように採点基準表に付属する「評価する取組み」表に示される取組み度合いをチェックして採点します。

評価する取組みの各項目に示される評価内容は、評価マニュアルの解説に基づいて判断します。リストに示される個々の取組みの有無を評価し、与えられるポイントの合計点数(または項目数)により項目の採点を行います。

Q3 室外環境(敷地内)

色欄について、プルダウンメニューから選択、または数値・コメント※を記入。

※環境配慮の概要は最長30字程度。レベル3を超える場合は必ず記入し、多い場合は配慮:

1 生物環境の保全と創出

重み係数(既定)=		0.30
レベル 1.0	事・学・物・飲・会・病・ホ・工・住	
■レベル 1	生物環境の保全と創出に関して配慮に欠け、取組みが不十分である。(評価ポイント0~3)	
レベル 2	生物環境の保全と創出に関して配慮されているが、取組みが十分とはいえない。(評価ポイント4~6)	
レベル 3	生物環境の保全と創出に関して配慮されており、標準的な取組みが行われている。(評価ポイント7~9)	
レベル 4	生物環境の保全と創出に関して配慮されており、比較的多くの取組みが行われている。(評価ポイント10~12)	
レベル 5	生物環境の保全と創出に関して十分配慮されており、充実した取組みが行われている。(評価ポイント13以上)	

環境配慮概要	※加点の場合は各項目の具体的な取組みを記入	
外構緑化指数	#DIV/0!	各面積(m <sup>2</sup> )
建物緑化指数	0%	外構面積 中高木の樹冠の水平投影面積 低木・地被等の植栽面積
		建築面積 屋上緑化面積 壁面緑化面積

■評価する取組み

レベル 1.0	評価項目	評価内容	評価ポイント
No.1	I 立地特性の把握と計画方針の設定	1) 敷地とその周辺にある生物環境に関する立地特性を把握し、その特性に基づいて敷地内の生物環境の保全と創出に関わる計画方針を示している。	2
No.2	II 生物資源の保存と復元	1) 敷地内にある生物資源を構成する動植物、表土、水辺等を保存または復元している。	2
No.3	III 緑の量の確保	2) 《新築別表》評価対象外。 1) 外構緑化指数が、 ・10%以上20%未満を示す規模の外構緑化を行い、なおかつ中高木を植栽している。(1ポイント) ・20%以上50%未満を示す規模の外構緑化を行っている。(2ポイント) ・50%以上を示す規模の外構緑化を行っている。(3ポイント)	1~3
No.4		2) 建物緑化指数が、 ・5%以上20%未満を示す規模の建築物の緑化を行っている。(1ポイント) ・20%以上を示す規模の建築物の緑化を行っている。(2ポイント)	1~2
No.5	IV 緑の質の確保	1) 我が国や地域の生態系に悪影響を及ぼす外来種に関し、適切な対応を行っている。	1
No.6		2) 自生種の保全に配慮した緑地づくりを行っている。	1
No.7		3) 敷地や建物の植栽条件に応じた適切な緑地づくりを行っている。	1
No.8		4) 野生小動物の生息域の確保に配慮した緑地づくりを行っている。	1
No.9	V 生物資源の管理と利用	1) 建物運用時における緑地等の維持管理に必要な設備を設置し、かつ管理方針を示している。	1
No.10		2) 《新築別表》評価対象外。 3) 《新築別表》評価対象外。	—
No.11		4) 建物利用者や地域住民が生物とふれあい自然に親しめる環境や施設等を確保している。	1
No.11		具体的な取組み内容を環境配慮概要に要記述	1
合計			0 ポイント
合計			16

外構緑化指数は、評価マニュアルの解説 P.104 による計算式から算出してください。建物緑化指数も同様です

エラーメッセージが出ないように、適正な数値を入力してください。

#DIV/0!

建物緑化指数 = 0%

評価ポイントの合計点が、上記のレベル1~5に反映されます。

4) 計画書シートの入力

「計画書」タブをクリックして、「建築物エネルギー消費性能確保計画」等からの必要事項の転記シートを開いてください。

省エネルギー基準に基づく外皮性能、一次エネルギー消費量について、省エネ計画書などの評価指標を選択し、該当する数値を入力します。

■LR1 「建築物エネルギー消費性能確保計画」等からの必要事項の転記 ■建物名称 ○○ビル

1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項

非住宅部分 [BPI][BPIm] = 0.97 0 <1~7地域> レベル 3.00

住宅部分 品確法 相当 ※1

※1 複数の等級が混在する場合は最も低い等級で評価する。

LR1-1 建物外皮の熱負荷抑制のレベルは 3.0

LR1-1建物外皮の熱負荷抑制の評価は非住宅系用途では、BPI または BPImにより、住宅系用途では、品確法における住宅性能表示制度に準じて評価します。

2 一次エネルギー消費性能

■BEI等の転記

非住宅	集合住宅※
[BEI*][BEIm*] = 0.55	-
[BEI][BEIm] = 0.40	-
[BEI+]	-

※集合住宅では共用部も含めた「一次エネルギー消費削減率」をBEI、またはBEImに換算(1-「一次エネルギー消費削減率」)して入力する。なお、専有部のみBEI、BEI\*での評価も可とする(共用部は省略可)。

非住宅	集合住宅
レベル 3.50	対象外
レベル 4.40	対象外
対象外	-

LR1-3設備システムの高効率化の評価は非住宅系用途では、BEIまたはBEImにより、住宅系用途では、BEIにより評価します。

非住宅の条件

レベル4以上をBEI+で評価する 有効性の提示と[BEI\*] ≤ 0.5、かつオンサイト再生エネがある場合に可

対象となるオフサイト再生エネの概要 ○○市内、○○kW設置、使用量○○GJ/年 ←下記①②の概要を記入する。

評価にあたっては、オフサイト再生エネの有効性の確認が必要であり、以下の内容を示すものとする。

①対象となる「再生エネ発電設備/施設」の概要(所在地、規模、設備仕様等)の提示

②年間利用量の検討資料の提示(需給バランスの検討資料)

③オンサイト(敷地内)で、可能な再生エネ設備が計画されていること(オンサイト再生エネ無の場合は対象外)

集合住宅の条件

レベル4以上をBEI\*で評価する 6階建以上もしくは、日陰等の理由で再生エネ導入効果が低い場合に可

再生エネ導入効果が低い理由

仕様基準で評価する 算定プログラムによる評価 BEI\* = 0.00 相当

仕様基準で評価する面積 m<sup>2</sup>

算定プログラムで評価する面積 0.00 m<sup>2</sup> 対象外

「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」(平成28年国土交通省告示第266号、令和4年11月改正。以下「仕様基準」)を満たす場合はレベル2、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準」(令和4年11月国土交通省告示第1106号。以下「誘導仕様基準」)を満たす場合はレベル4と評価することができる。上記を満たさない場合はレベル1を選択する。

LR1/3.設備システムの高効率化

非住宅	集合住宅
レベル 3.50	対象外

■用途別評価対象面積とBEI/BEIm等設定値

用途	事・学	物・ホ	飲・会・病	工	非住宅部分	住
用途①	7,000.00	1.00				
用途②	0.00	0.00				
用途③	0.00	0.00				
用途④	0.00	0.00				
用途⑤	7,000.00					
用途⑥	0.00					

	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
用途①	0.90	0.80	0.60	0.50	0.25
用途②	0.90	0.80	0.70	0.50	0.25
用途③	0.90	0.85	0.70	0.50	0.25
用途④	0.90	0.75	0.60	0.50	0.25
用途⑤	0.90	0.80	0.60	0.50	0.25
用途⑥	1.10	1.00	0.90	0.80	0.50

工場の評価は、建築物省エネ法の考え方に従って評価するため、生産エリア部分のBPIとBEI等は評価対象外とします。工場の中の事務室部分や会議室等の部分は評価対象となるため、メインシートの2)①用途別延床面積にある「うち省エネ計画対象面積」欄に、該当面積の入力が必要です。

建築物省エネ法において工場用途とされる倉庫や屋外駐車場は、照明設備が対象となるため、CASBEEにおいても評価対象となり、BEI等の値によって評価を行います。

建築物省エネ法上、BPIとBEIの計算対象となる部分が無く、CASBEEにおいて「LR1-1」と「LR1-3」の両方とも対象外となる場合には、「LR1エネルギー」は全項目とも対象外とします。

5) スコアシートの水色セルの入力

「スコア」タブをクリックして、「スコアシート」を開いてください。  
 各採点シートに入力した採点結果が、「スコアシート」の評価点の欄に自動的に転記表示されます。  
 環境配慮設計の概要記入欄のセルが、水色になっているにもかかわらず空白の場合には、該当の採点シートに戻り、環境配慮概要のセルに数値またはコメントを入力してください。  
 評価点が3を超える場合には、自動的に水色のセルになります。なお、記入例は削除してください。

CASBEE-建築(新築)2024年版		■使用評価マニュアル CASBEE-建築(新築)2024年版			
〇〇ビル新築工事		■評価ソフト: CASBEE-BD_NC_2024_v1.2			
スコアシート	実施設計段階				
配慮項目	環境配慮設計の概要記入欄	評価点	重み係数	評価点	重み係数
Q 建築物の環境品質					
Q1 室内環境			0.40		-
1 音環境		3.0	0.15		-
1.1 室内騒音レベル	採点シートで選択した評価が転記されます。	3.0	0.40	3.0	-
1.2 遮音		3.0	0.40		-
1 2 1 開口部遮音性能		3.0	0.60	3.0	-
1 2 2 界壁遮音性能		3.0	0.40	3.0	-
1 2 3 界床遮音性能(軽量衝撃源)	網掛け部分は評価対象外を示します。	3.0	-	3.0	-
1 2 4 界床遮音性能(重量衝撃源)		3.0	-	3.0	-
1.3 吸音		3.0	0.20	3.0	-
2 温熱環境	水色セルの部分は評価点が3を超えている項目のため、必ず根拠とする取組み内容を入力して下さい。なお、セルの欄内に収まるように簡潔に入力して下さい。	3.0	0.35		-
2.1 室温制御		3.0	0.50		-
2 1 1 室温		3.0	0.38	3.0	-
2 1 2 外皮性能		3.0	0.25	3.0	-
2 1 3 ゾーン別制御性	〇〇制御が可能な〇〇空調システムの採用	4.0	0.38		-
2.2 湿度制御		3.0	0.20	3.0	-

6) 配慮事項シートの入力

「配慮」タブをクリックして、「環境設計の配慮事項」シートを開いてください。  
 評価建物の環境配慮の全体像を第三者が把握し易くするために、環境配慮設計における配慮事項を入力してください。記述内容は評価結果表示シートの「3. 設計上の配慮事項」に自動的に転記表示されます。  
 配慮事項記入シートの「総合」欄には、建物全体におけるコンセプトを、「Q1」～「LR3」欄には、各評価項目に関連する事項を入力してください。「その他」の欄には「Q1」～「LR3」において評価されない「その他」の環境配慮の取組みがある場合は入力してください。なお、記入例は削除してください。

■ 環境設計の配慮事項		■建物名称	〇〇ビル
計画上の配慮事項			
総合	注) 設計における総合的なコンセプトを簡潔に記載してください。	この記入例を削除してから、該当項目に対する文章を入力してください。個々の表記は、評価結果シートの「3 設計上の配慮事項」に転記表示されますので文字が隠れていないか、評価結果シートをご確認ください。	
Q1 室内環境	注) 「Q1 室内環境」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。		
Q2 サービス性能	注) 「Q2 サービス性能」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。		
Q3 室外環境(敷地内)	注) 「Q3 室外環境(敷地内)」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。		

## 7) 結果シートにおける外観パースの貼り付け

「結果」タブをクリックして、「評価結果」シートを開いてください。  
評価結果「1-2外観」欄に外観パース等を貼り付けるには、エクセルのメニューの「シートの保護の解除」を選択し、挿入メニューから貼り付けたいデータを選択してください。(パスワードは設定されていません)

■CASBEE 塚のホームページには、この評価結果シートが公表されます。

# CASBEE® - 建築 (新築) | 評価結果 |

■使用評価マニュアル: CASBEE-建築(新築)2024年版 ■使用評価ソフト: CASBEE-BD\_NC\_2024\_v1.2

1-1 建物概要		1-2 外観	
建物名称	〇〇ビル	階数	地上〇〇F
建設地	塚市〇区〇〇	構造	RC造
用途地域	商業地域、防火地域	平均居住人員	XX 人
地域区分	6地域	年間使用時間	XXX 時間/年(想定値)
建物用途	事務所	評価の段階	実施設計段階評価
竣工年	202●年●月 予定	評価の実施日	202●年●月●日
敷地面積	5,000 m <sup>2</sup>	作成者	〇〇〇
建築面積	4,000 m <sup>2</sup>	確認日	202●年●月●日
延床面積	7,000 m <sup>2</sup>	確認者	〇〇〇

外観パース等  
図を貼り付けるときは  
シートの保護を解除してください

## 9 適切な評価のために

### ① よくある質問について

一般社団法人 住宅・建築SDGs推進センターのホームページに「CASBEEに関するQ&A」が公開されていますのでご覧ください。

### ② 駐車場の評価方法について

駐車場としては、駐車場を主用途とした建物のほか、事務所ビルや店舗、複合用途ビルなどに駐車場が併設されるなどの様々なケースが考えられます。駐車場及び駐車場を含む建築物の駐車場の取り扱い方について、解説が公開されています。

詳しくは、同センターの「CASBEEにおける駐車場の評価方法について」をご覧ください。

### ③ 建築物衛生法における特定建築物について

CASBEE評価の「Q2サービス性能」の中の「1.3.2 維持管理用機能の確保」では、建築物衛生法で定める特定建築物に該当するかどうかで、評価する取組み内容が異なります。

CASBEE評価ソフト「採点Q2シート」の取組み表の選択を間違わないようにご注意ください。

工場、病院、集合住宅は、特定建築物に該当しない建築物です。

詳しくは、厚生労働省の「建築物衛生のページ」をご覧ください。

### ④ 外構緑化指数などの計算方法について

CASBEE評価の「Q3-1 生物環境の保全と創出」の中の「Ⅲ 緑の量の確保」では、外構緑化指数を算出する必要があります。

計算方法については、評価マニュアルに記載されている計算式に基づき算出してください。

樹冠面積、緑地面積の算定方法についても同様です。

### ⑤ 地表面対策面積率の計算方法について

CASBEE評価の「LR3-1 地球温暖化への配慮」の中の「2.2 温熱環境悪化の改善」では、「3.地表面被覆材に配慮し、敷地外への熱的な影響を低減する」という評価項目があります。

計算方法については、評価マニュアルに記載されている計算式に基づき算出してください。

なお「Q3-3.2 敷地内温熱環境の向上」の「Ⅲ 敷地内に緑地や水面等を確保し、敷地内歩行者空間等の遮熱環境を緩和する」では、中高木に対する係数が異なっていますのでご注意ください。

10 堺市重点項目

1) 重点項目の概要

CASBEE-建築(新築)の評価ソフトは、およそ90項目にわたる多岐の内容を評価します。

各自治体では地域の特性や施策に応じて、特に重要と考えている項目を重点項目として、CASBEE-建築(新築)による評価結果に基づく値を抽出し、「堺市重点項目シート」に入力して再評価しています。

大阪府・大阪市・堺市の3つの自治体では、「CO<sub>2</sub>削減、みどり・ヒートアイランド対策、断熱性能、エネルギー消費性能、自然エネルギー直接利用」の5つの共通項目と採点基準の統一を図っています。また、参考項目として太陽光発電等再生エネルギーの導入状況も表示することにしています。

本市では、脱炭素都市『SDGs未来都市・堺』に向け、自然と共生する魅力あるライフスタイルの創出をめざした取組みとして、「安全快適な暮らし」という独自項目を追加しています。

CASBEE 評価のスコアシートの内、「**バリアフリー計画**」、「**耐震・免震・制震・制振**」、「**地域性への配慮・快適性の向上**」、「**交通負荷抑制**」を重要視しています。

堺市重点項目シートは、本市建築安全課の「CASBEE 堺」のホームページからダウンロードできます。

CASBEE-建築(新築)2024年版	Q2 サービス性能	LR 建築物の環境負荷低減性
<b>00モデル</b>		
スコアシート 実施設計段階		
配慮項目		
<b>Q 建築物の環境品質</b>		
<b>Q1 室内環境</b>		
<b>1 音環境</b>	<b>1 機能性</b>	<b>LR1 エネルギー</b>
1.1 室内騒音レベル	1.1 機能性・使いやすさ	1 建物外皮の熱負荷抑制
1.2 遮音	1 広さ・収納性	2 自然エネルギー利用(直接利用)
1 開口部遮音性能	2 高度情報通信設備対応	3 設備システムの高効率化
2 界壁遮音性能	3 <b>バリアフリー計画</b>	集合住宅以外の評価
3 界床遮音性能(軽量衝撃源)	1.2 心理性・快適性	集合住宅の評価
4 界床遮音性能(重量衝撃源)	1 広さ感・景観	<b>4 効率的運用に向けた取組み</b>
1.3 吸音	2 リフレッシュスペース	集合住宅以外の評価
	3 内装計画	4.1 モニタリング
	1.3 維持管理	4.2 運用管理体制
	1 維持管理に配慮した設計	4.3 非化石エネルギーの導入の拡大
	2 維持管理用機能の確保	4.4 コミュニケーションの推進
		集合住宅の評価
	<b>2 耐用性・信頼性</b>	4.1 モニタリング
	2.1 耐震・免震・制震・制振	4.2 運用管理体制
	1 耐震性(建物のこわれにくさ)	
	2 免震・制震・制振性能	<b>LR2 資源・マテリアル</b>
		1 水資源保護
	2.2 部品・部材の耐用年数	1.1 節水
	1 躯体材料の耐用年数	1.2 雨水利用・雑排水等の利用
	2 外壁仕上げ材の補修必要間隔	1 雨水利用システム導入の有無
	3 主要内装仕上げ材の更新必要間隔	2 雑排水等利用システム導入の有無
	4 空調換気ダクトの更新必要間隔	2 非再生性資源の使用量削減
	5 空調・給排水配管の更新必要間隔	2.1 材料使用量の削減
	6 主要設備機器の更新必要間隔	2.2 既存建築躯体等の継続使用
	2.4 信頼性	2.3 躯体材料におけるリサイクル材の使用
	1 空調・換気設備	2.4 躯体材料以外におけるリサイクル材の使用
	2 給排水・衛生設備	2.5 持続可能な森林から産出された木材
	3 電気設備	2.6 部材の再利用可能性向上への取組み
	4 機械・配管支持方法	
	5 通信・情報設備	3 汚染物質含有材料の使用回避
		3.1 有害物質を含まない材料の使用
	<b>3 対応性・更新性</b>	3.2 フロン・ハロンの回避
	3.1 空間のゆとり	1 消火剤
	1 階高のゆとり	2 発泡剤(断熱材等)
	2 空間の形状・自由さ	3 冷媒
	3.2 荷重のゆとり	<b>LR3 敷地外環境</b>
	3.3 設備の更新性	1 地球温暖化への配慮
	1 空調配管の更新性	2 地域環境への配慮
	2 給排水管の更新性	2.1 大気汚染防止
	3 電気配線の更新性	2.2 温熱環境悪化の改善
	4 通信配線の更新性	2.3 地域インフラへの負荷抑制
	5 設備機器の更新性	1 雨水排水負荷低減
	6 バックアップスペースの確保	2 汚水処理負荷抑制
		3 交通負荷抑制
	<b>Q3 室外環境(敷地内)</b>	4 廃棄物処理負荷抑制
	1 生物環境の保全と創出	
	2 まちなみ・景観への配慮	3 周辺環境への配慮
	3 <b>地域性・アメニティへの配慮</b>	3.1 騒音・振動・悪臭の防止
	3.1 地域性への配慮・快適性の向上	1 騒音
	3.2 敷地内温熱環境の向上	2 振動
		3 悪臭
		3.2 風害・砂塵、日照障害の抑制
		1 風害の抑制
		2 砂塵の抑制
		3 日照障害の抑制
		3.3 光害の抑制
		1 屋外照明及び屋内照明のうち外に漏れる光への対策
		2 星光の建物外壁による反射光(グレア)への対策

堺市独自の重点項目の「安全快適な暮らし」は赤い点線枠の項目です



## 2) 重点項目の評価内容

評価基準は、CASBEE 評価点の平均値が4.5以上で5、3.5以上4.5未満で4、2.5以上3.5未満で3、1.5以上2.5未満で2、1.5未満で1の評価となり、桜の花びらの数で表示されます。

なお、自然エネルギー直接利用は、○印 または - 印 で表示されます。

### CO<sub>2</sub>削減

地球温暖化対策への取り組み度合いをホールライフカーボン(WLC)という指標で評価します。地球温暖化の原因と考えられている二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の削減量が大きいほど、評価が高くなります。算定方法は、「LR3-1 地球温暖化への配慮」の評価点を入力して下さい。

### みどり・ヒートアイランド対策

敷地内の緑化や建築物の緑化、風通しの工夫などヒートアイランド対策への取り組みを評価します。水辺の確保や日陰を作る工夫も評価の対象です。

算定方法は、「Q3-1 生物環境の保全と創設」「Q3-3 3.2 敷地内温熱環境の向上」「LR3-2 2.2 温熱環境悪化の改善」における各評価点を入力して下さい。

### 断熱性能

建物の外皮の熱負荷抑制について評価します。

算定方法は、「LR1-1 建物の熱負荷抑制」の評価点を入力して下さい。

### エネルギー消費性能

設備システムの効率化について評価します。

算定方法は、「LR1-3 設備システムの高効率化」の評価点を入力して下さい。

### 安全快適な暮らし

地震対策やバリアフリー対応など、自然と共生する安全で快適な暮らしへの配慮を評価します。広場や集会所の提供による地域貢献、防犯性の配慮、自転車利用や駐車場確保に対する取り組みも評価の対象です。算定方法は、各評価項目の評価点を入力して下さい。

#### Q2-1 1.1.3 バリアフリー計画:

建物全体及び共用部分がどの程度、バリアフリー法に適合しているかについての評価。

#### Q2-2 2.1 耐震・免震・制震・制振:地震時の安全性や強風時の居住性向上に関する性能についての評価。

#### Q3-3 3.1 地域性への配慮、快適性の向上:

地域の歴史の継承、都市や地域のアメニティや地域活動、にぎわいへの貢献、敷地内の豊かな中間領域、地域の防犯性、建物利用者の参加性などについての評価。

#### LR3-2 2.3.3 交通負荷抑制:

建物運用時に発生する自動車利用による交通負荷(渋滞の発生など)を抑制するための取り組みについての評価。

### 自然エネルギー直接利用

自然エネルギーの直接利用について評価します。なお、用途(主用途)の部分で利用している場合のみ評価対象とします。

算定方法は、「LR1-2 自然エネルギー利用(直接利用)」の評価点を入力して下さい。

なお、評価基準は、学校(小中高)と集合住宅は評価点が3以上、それ以外の用途では4以上で○印が表示されます。

■CASBEE評価ソフトで評価した下記の数値を「堺市重点項目の入力用シート」に入力してください。  
丸数字の番号は、17ページの堺市重点項目の入力内容セルの番号に合わせています。  
※「対象外」の場合には、「堺市重点項目の入力用シート」には「0（ゼロ）」を入力してください。

CASBEE-建築(新築)2024年版		■使用評価マニュアル: CASBEE-建築(新築)2024年版				
OOビル		■評価ソフト: CASBEE-BD_NC_2024_v1.2				
スコアシート		実施設計段階				
配慮項目	環境配慮設計の概要記入欄	評価点	重み係数	評価点	重み係数	全体
		Q2 サービス性能				
1 機能性	【安全快適な暮らし】	3.0	0.40	-	-	3.0
1.1 機能性・使いやすさ	⑦バリアフリー計画 共用部分の評価点 ⑧重み1 ⑨重み2	3.0	0.40	⑨	-	-
1 広さ・収納性		3.0	0.33	-	-	-
2 高度情報通信設備対応		3.0	0.33	-	-	-
3 バリアフリー計画		3.0	0.33	⑧	-	-
1.2 心理性・快適性		3.0	0.30	-	-	-
1 広さ感・景観		3.0	0.33	-	-	-
2 リフレッシュスペース		3.0	0.33	-	-	-
3 内装計画		3.0	0.30	-	-	-
1.3 維持管理		3.0	0.30	-	-	-
1 維持管理に配慮した設計	3.0	0.50	-	-	-	
2 維持管理用機能の確保	3.0	0.50	-	-	-	
2 耐用性・信頼性	【安全快適な暮らし】	3.0	0.30	-	-	3.0
2.1 耐震・免震・制震・制振	⑩耐震・免震・制震・制振	3.0	0.50	-	-	-
1 耐震性(建物のこわれにくさ)	3.0	0.80	-	-	-	
2 免震・制震・制振性能	3.0	0.20	-	-	-	

CASBEE-建築(新築)2024年版		■使用評価マニュアル: CASBEE-建築(新築)2024年版				
OOビル		■評価ソフト: CASBEE-BD_NC_2024_v1.2				
スコアシート		実施設計段階				
配慮項目	環境配慮設計の概要記入欄	評価点	重み係数	評価点	重み係数	全体
		Q3 室外環境(敷地内)				
1 生物環境の保全と創出	【みどり・ヒートアイランド対策】	3.0	0.30	-	-	3.0
2 まちなみ・景観への配慮	②生物環境の保全と創出 ③敷地内温熱環境の向上	3.0	0.40	②	-	-
3 地域性・アメニティへの配慮	【安全快適な暮らし】	3.0	0.30	-	-	3.0
3.1 地域性への配慮、快適性の向上	⑪地域性への配慮、快適性の向上	3.0	0.50	⑪	-	-
3.2 敷地内温熱環境の向上		3.0	0.30	③	-	-
LR 建築物の環境負荷低減性	【断熱性】	-	VALUE!	-	-	#####
LR1 エネルギー	【断熱性】	-	VALUE!	-	-	3.2
1 建物外皮の熱負荷抑制	⑤建物外皮の熱負荷抑制	3.0	0.20	⑤	-	-
2 自然エネルギー利用(直接利用)	【自然エネルギー直接利用】	3.0	1.00	⑬	-	-
3 設備システムの高効率化	⑬自然エネルギー利用	3.5	0.10	⑬	-	-
集住住宅以外の評価	3.5	0.10	⑥	-	-	
集住住宅の評価	3.0	0.20	-	-	-	
4 効率的運用に向けた取組み	【エネルギー消費性能】	3.0	1.00	-	-	3.0
集住住宅以外の評価	⑥設備システムの高効率化	3.0	0.40	-	-	-
4.1 モニタリング	3.0	0.40	-	-	-	
4.2 運用管理体制	3.0	0.10	-	-	-	
4.3 非化石エネルギーの導入の拡大	3.0	0.10	-	-	-	
4.4 コミッシュニングの推進	3.0	0.10	-	-	-	
集住住宅の評価	3.0	-	-	-	-	
4.1 モニタリング	3.0	-	-	-	-	
4.2 運用管理体制	3.0	-	-	-	-	

CASBEE-建築(新築)2024年版		■使用評価マニュアル: CASBEE-建築(新築)2024年版				
OOビル		■評価ソフト: CASBEE-BD_NC_2024_v1.2				
スコアシート		実施設計段階				
配慮項目	環境配慮設計の概要記入欄	評価点	重み係数	評価点	重み係数	全体
		LR3 敷地外環境				
1 地球温暖化への配慮	【CO2削減】	3.6	0.25	①	-	3.0
2 地域環境への配慮	①地球温暖化への配慮	3.0	0.25	①	-	-
2.1 大気汚染防止	【みどり・ヒートアイランド対策】	3.0	0.25	-	-	-
2.2 温熱環境悪化の改善	④温熱環境悪化の改善	3.0	0.25	④	-	-
2.3 地域インフラへの負荷抑制	【安全快適な暮らし】	3.0	0.25	-	-	-
1 雨水排水負荷低減	⑫交通負荷抑制	3.0	0.25	⑫	-	-
2 汚水処理負荷抑制	3.0	0.25	-	-	-	
3 交通負荷抑制	3.0	0.25	-	-	-	
4 廃棄物処理負荷抑制	3.0	0.25	-	-	-	

3) 入力方法

「堺市重点項目の入力用シート」にCASBEE評価ソフトの「スコアシート」の数値を入力することにより、「堺市重点項目シート」に評価結果が表示されます。この入力用シートは公表しません。

<b>堺市建築物の総合環境配慮制度</b> <b>堺市重点項目の入力用シート</b>		届出書の受付番号 <b>第 号</b>	水色のセル にプルダウンメニューから選択、文字や数値を入力して下さい。	・受付番号は、届出時には空欄として下さい。評価が確定した後に入力して下さい。					
<b>【建物概要】</b> 入力して下さい⇒ ■建物名称： <b>〇〇ビル</b> 入力して下さい⇒ ■建設地： <b>堺市〇区〇〇</b>		・建物名称、地名地番を入力して下さい。							
※ここは入力不要です(総合評価BEEランクは自動で入力されます)⇒ <b>B+</b>		・CASBEE 評価結果シート 2-1 建築物の環境効率(BEE 値)を入力して下さい							
入力して下さい⇒ ■BEE値： <b>1.3</b>		・建築物における用途ごとの延床面積を入力して下さい。							
<b>【用途別 延床面積】</b> 用途名はプルダウンメニューから選択して下さい。		■用途1(住用途) 用途名 事務所 延床面積 7,000.00	・建築物における用途ごとの延床面積を入力して下さい。						
		■用途2 用途名 延床面積 m <sup>2</sup>							
		■用途3 用途名 延床面積 m <sup>2</sup>							
		■用途4 用途名 延床面積 m <sup>2</sup>							
		■建物全体 合計 (自動計算されます) 7,000.00 m <sup>2</sup>							
<b>【評価項目】 ※対象外となる項目のスコアは0と入力して下さい。</b>									
<b>CO<sub>2</sub>削減</b>									
評価項目	環境性能	入力内容		評価点					
CASBEE[LR3-1 地球温暖化への配慮]のスコアによる評価値	CO <sub>2</sub> に関する部分の評価	① 3.6		4.0					
<b>みどり・ヒートアイランド対策</b>									
評価項目	環境性能	入力内容		評価点					
CASBEE[Q3-1 生物環境の保全と創出]のスコアによる評価値	生物環境の保全と創出	② 3.0		3.0					
CASBEE[Q3-3 3.2 敷地内温熱環境の向上]のスコアによる評価値	敷地内温熱環境の向上	③ 3.0							
CASBEE[LR3-2 2.2 温熱環境悪化の改善]のスコアによる評価値	温熱環境悪化の改善	④ 3.0							
<b>断熱性能</b>									
評価項目	環境性能	入力内容		評価点					
CASBEE[LR1-1 建物外皮の熱負荷抑制]のスコアによる評価値	建物外皮の熱負荷抑制	⑤ 3.0		3.0					
<b>エネルギー消費性能</b>									
評価項目	環境性能	入力内容		評価点					
CASBEE[LR1-3 設備システムの高効率化]のスコアによる評価値	設備システムの高効率化	⑥ 3.5		4.0					
<b>安全快適な暮らし</b>									
評価項目	環境性能	入力内容		評価点					
CASBEE[Q2-1 1.1.3 バリアフリー計画]のスコアによる評価値	バリアフリー計画	スコア ⑦ 3.0	重み1 ⑧ 0.33 重み2 ⑨ 0.40	3.0					
CASBEE[Q2-2 2.1 耐震・免震・制震・制振]のスコアによる評価値	耐震・免震・制震・制振	⑩ 3.0							
CASBEE[Q3-3 3.1 地域性への配慮、快適性の向上]のスコアによる評価値	地域性への配慮、快適性への向上	⑪ 3.0							
CASBEE[LR3-2 2.3.3 交通負荷抑制]のスコアによる評価値	交通負荷抑制	⑫ 3.0							
<b>自然エネルギー直接利用</b>									
評価項目	環境性能	入力内容		評価点					
CASBEE[LR1-2 自然エネルギー利用(直接利用)]のスコアによる評価値	自然エネルギー利用(直接利用)	⑬ 3.0		—					
<b>再生可能エネルギー利用設備の導入検討(太陽光発電と太陽熱利用は導入の可否に関わらず検討が必要)</b>									
種類	有無	種類	有無	種類	有無	種類	有無	種類	有無
太陽光発電	○	太陽熱利用	—	風力発電	—	水力発電	—	バイオマス利用	—
地熱利用	—	地中熱利用	—	太陽光採光利用	—	温度差熱利用(地下水、河川水、海水等)	—		
先進的技術の導入		技術の名称		考慮事項					
特に配慮した事項									

【重み係数の見方】(例)Q2-1 1.1.3 バリアフリー計画の場合

Q2 サービス性能		⑨ 重み2	—	0.30	—	3.0
1 機能性	1.1 機能性・使いやすさ	3.0	0.40	—	—	3.0
	1 広さ・取納性	3.0	0.40	—	—	—
	2 高度情報通信設備対応	3.0	0.33	—	—	—
	3 バリアフリー計画	3.0	0.33	—	—	—
1.2 心理性・快適性	1 広さ感・景観	3.0	0.30	—	—	—
	2 リフレッシュスペース	3.0	0.33	—	—	—
		⑦ 評価点	3.0	0.33	—	—
		⑧ 重み1	3.0	0.33	—	—

1.1の項目です。間違えやすいので注意してください

## 4) 堺市重点項目シート

CASBEE評価ソフトのスコアシートからの数値を堺市重点項目「入力用シート」に入力することにより、自動的に「重点項目シート(結果)」に評価結果が表示されます。

■CASBEE堺のホームページには、このシートが公表されます。

### 堺市重点項目(結果)

Sakai\_s2024v1.0



受付番号

YA0-0

1. 建物概要	建物名称	〇〇ビル	BEE	BEEランク
	建設地	堺市〇区〇〇	1.3	B+
主用途 / 延床面積	事務所 / 7,000.00 m <sup>2</sup>			

2. 重点項目への取組み		
重点項目	評価点	取組み度
CO <sub>2</sub> 削減	4	★★★★☆
みどり・ヒートアイランド対策	3	★★★☆☆
断熱性能	4	★★★★☆
エネルギー消費性能	3	★★★☆☆
安全快適な暮らし	3	★★★☆☆
自然エネルギー直接利用	—	

3. 重点項目のCASBEEスコア				
CO <sub>2</sub> 削減	評価項目	スコア	評価点	
	地球温暖化への配慮	CASBEE「LR3-1」のスコアによる評価値	3.6	4
みどり・ヒートアイランド対策	評価項目	スコア	評価点	
	生物環境の保全と創出	CASBEE「Q3-1」のスコアによる評価値	3.0	3
	敷地内温熱環境の向上	CASBEE「Q3-3、2」のスコアによる評価値	4.0	
温熱環境悪化の改善	CASBEE「LR3-2、2」のスコアによる評価値	3.0		
断熱性能	評価項目	スコア	評価点	
	建物外皮の熱負荷抑制	CASBEE「LR1-1」のスコアによる評価値	4.3	4
エネルギー消費性能	評価項目	スコア	評価点	
	設備システムの高効率化	CASBEE「LR1-3」のスコアによる評価値	3.2	3
安全快適な暮らし	評価項目	スコア	評価点	
	バリアフリー計画	CASBEE「Q2-1 1.1、3」のスコアによる評価値	4.0	3
	耐震・免震	CASBEE「Q2-2 2.1」のスコアによる評価値	3.4	
	地域性への配慮、快適性の向上	CASBEE「Q3-3 3.1」のスコアによる評価値	3.0	
交通負荷抑制	CASBEE「LR3-2 2.3、3」のスコアによる評価値	3.0		
自然エネルギー直接利用	評価項目	スコア	評価点	
	自然エネルギーの利用(直接利用)	CASBEE「LR1-2」のスコアによる評価値	3.0	—

4. 再生可能エネルギー利用設備の導入検討									
太陽光発電	○	太陽熱利用	—	風力	—	水力	—	バイオマス利用	—
地熱利用	—	地中熱	—	太陽光採光	—	温度差熱利用(地下水、河川水、海水等)			—
その他先進的技術の導入名称				考慮事項					
特に配慮した事項									

## 11 評価方法と表示方法の基準

評価方法とその表示方法の基準は、  
下表のようになっています。

評価項目		新築・増改築	
		届出義務	任意届出
延床面積		2,000㎡以上の建築物	300㎡以上～2,000㎡未満の建築物
総合評価	CASBEE-建築（新築）	別表1	
堺市重点評価項目	CO <sub>2</sub> 削減、みどり・ヒートアイランド対策、断熱性能、エネルギー消費性能、安全快適な暮らし、自然エネルギー直接利用	別表2	

■堺市重点項目シートのバージョンは **Sakai\_s2024v1.0** です。(2025年9月12日現在)  
随時更新される場合がありますので、最新版を使用してください。

別表1

項目	評価方法	評価結果	表示方法
総合評価	CASBEE-建築（新築）	S (BEE値 3.0以上)	★★★★★
		A (BEE値 1.5以上3.0未満)	★★★★
		B <sup>+</sup> (BEE値 1.0以上1.5未満)	★★★
		B <sup>-</sup> (BEE値 0.5以上1.0未満)	★★
		C (BEE値 0.5未満)	★

別表2

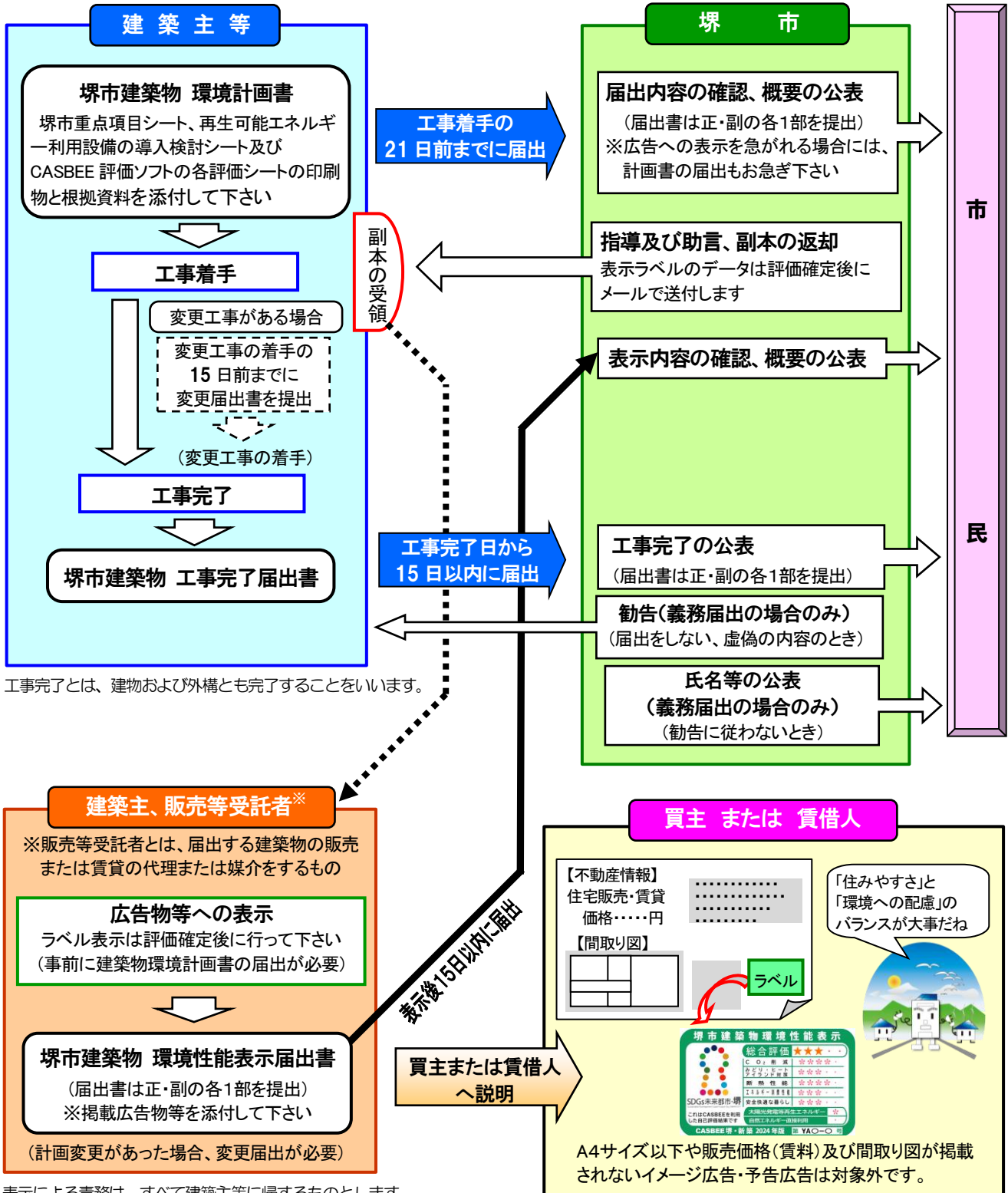
項目	評価方法	評価結果	表示方法
CO <sub>2</sub> 削減	CASBEE-建築（新築）におけるCO <sub>2</sub> に関する部分の評価 (LR3-1 地球温暖化への配慮)	4.5以上 : 評価5	★★★★★
みどり・ヒートアイランド対策	CASBEE-建築（新築）における生物環境の保全と創出、敷地内温熱環境の向上、温熱環境悪化の改善による評価 (Q3-1、Q3-3 3.2、LR3-2 2.2による評価)	3.5以上4.5未満 : 評価4	★★★★
断熱性能	CASBEE-建築（新築）における建物の熱負荷抑制に関する部分の評価 (LR1-1 建物の熱負荷抑制)	2.5以上3.5未満 : 評価3	★★★
エネルギー消費性能	CASBEE-建築（新築）における設備システムの高効率化に関する部分の評価 (LR1-3 設備システムの高効率化)	1.5以上2.5未満 : 評価2	★★
安全快適な暮らし	CASBEE-建築（新築）におけるバリアフリー計画、耐震・免震・制震・制振、地域性への配慮・快適性への向上、交通負荷抑制による評価(Q2-1 1.1.3、Q2-2 2.1、Q3-3 3.1、LR3-2 2.3.2、による評価)	1.5未満 : 評価1	★
自然エネルギー直接利用	CASBEE-建築（新築）における自然エネルギー利用(直接利用)に関する部分の評価 (LR1-2 自然エネルギー利用(直接利用))	学校(小中高)・集合住宅で3以上 上記以外の用途で4以上	○
		学校(小中高)・集合住宅で2以下 上記以外の用途で3以下	—

12 届出の手続き

特定建築物の新築や増改築を行う特定建築主は、次に示す手順により届出をしてください。

また、任意による届出の場合も同様です。

(注) 環境配慮建築物の容積率の割増しを行う総合設計制度を適用する建築物は、許可申請時に計画書の届出が必要ですので、それまでに事前協議を済ませ評価を確定するようにしてください。



## 【届出様式及び届出期限】

届出様式は、本市建築安全課のホームページからダウンロードすることができます。

届出様式	届出期限
堺市建築物 環境計画書（様式第1号）	工事着手の21日前までに
堺市建築物 環境計画変更届出書（様式第2号）	変更工事着手の15日前までに
堺市建築物 工事とりやめ届出書（様式第3号）	工事取りやめの日以後すみやかに
堺市建築物 工事完了届出書（様式第4号）	工事完了日から15日以内に
堺市建築物 環境性能表示届出書（様式第6号）	広告の表示日から15日以内に
堺市建築物 環境性能表示変更届出書（様式第7号）	広告の表示日から15日以内に

### 1) 計画書の届出について

建築主等は、工事に着手する日の21日前までに、建築物の環境への配慮のための措置に係る計画（以下「建築物環境配慮計画」という。）を作成し、堺市建築物 環境計画書（様式第1号）により、建築安全課に届け出てください。以下、1）から5）までの各届出は、正・副（計2部）を提出してください。

### 2) 変更の届出について

建築物の設計変更等により、既に届出をした建築物環境計画書の内容に変更が生じる場合は、堺市建築物 環境計画変更届出書（様式第2号）により、建築安全課に届け出てください。

① 次の項目を変更する場合は、変更の工事に着手する15日前までに、提出してください。

- ・ 特定建築物の概要
- ・ 建築物の環境配慮のために講じようとする措置や評価結果  
その場合には、変更となった部分の図面や評価根拠資料等も添付してください。

② 次の項目を変更する場合は、変更した日から **30日以内**に、提出してください。

- ・ 届出者の氏名又は名称、法人の場合はその代表者、住所
- ・ 特定建築物の名称または所在地

③ 次の場合には変更届出書の提出は不要です。

- ・ 建築物の概要に掲げる事項の変更で、延べ面積の増加を伴わない場合。
- ・ 建築物の環境配慮のために講じようとする措置の変更により評価結果に変更がない場合。

### 3) 工事取りやめの届出について

建築主等は、工事を取りやめたときは、工事取りやめの日以後速やかに、堺市建築物 工事取りやめ届出書（様式第3号）により、建築安全課に届け出てください。

### 4) 工事完了の届出について

建築主等は、工事が完了したときは、工事が完了した日から15日以内に、堺市建築物工事 完了届出書（様式第4号）により、建築安全課に届け出てください。

なお、工事完了とは建物および外構とも工事を完了することをいいます。CASBEE評価がA以上の届出の場合は、建物の外観（二面以上）と環境配慮を行った箇所の写真を添付してください。

### 5) 任意の届出について

任意の届出となる建築物の建築主等は、上記1）から4）に準じて、建築物環境配慮計画を作成し、建築安全課に届け出ることができます。

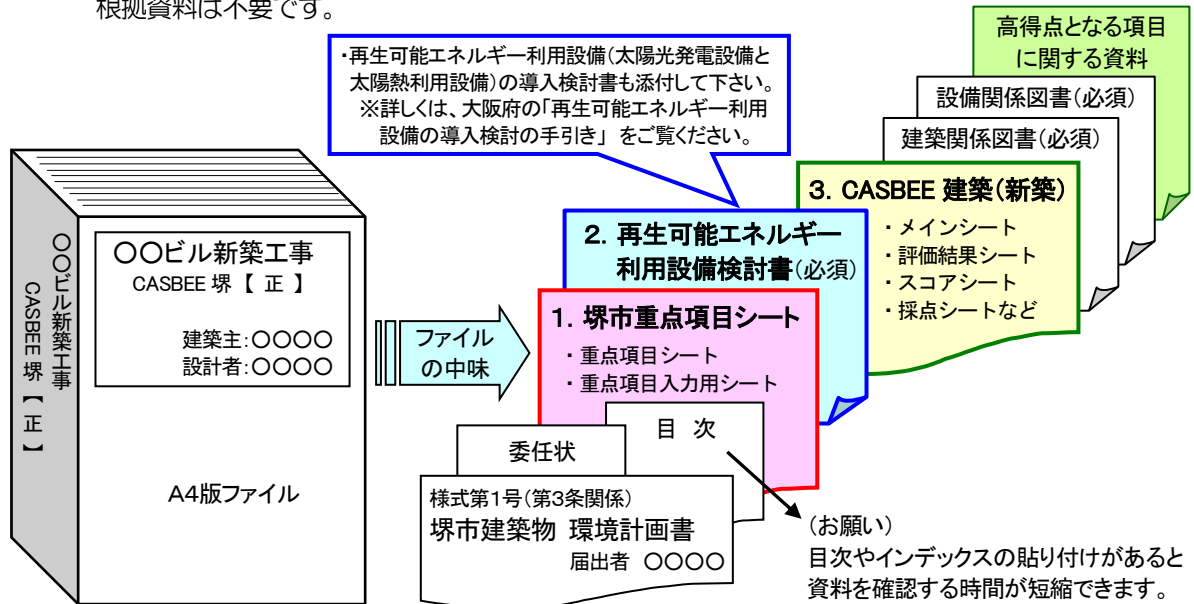
13 提出書類

届出は堺市建築物 環境計画書(様式第1号)に、下記の表に掲げる図書を添えて、**正・副(計2部)**を、建築安全課(堺市役所・高層館13階)に提出してください。

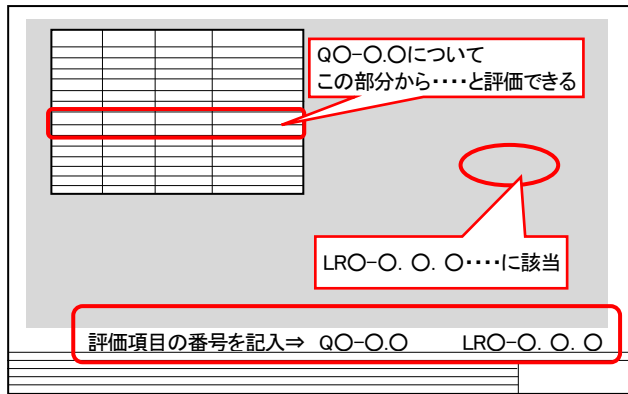
※特定建築主に代わって、設計者等が届出を行う場合は、委任状を添付してください。

【届出図書の体裁】

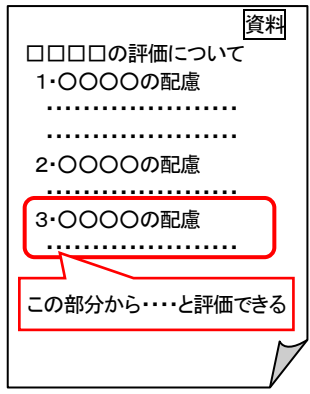
- 添付図書はA4版またはA3版で作成し、A4版のファイルに綴り込んでください。  
なお、A3版の図面の場合には、A4版に折って綴じてください。
- ファイルの表紙と背表紙には、建物名称などを表示してください。
- 下図を参考に必要となる各種資料を綴り込んでください。
- 評価の根拠を示す資料には、**カラーマーカーでの明示と評価項目の番号の記載など、各評価項目の箇所が分かるように明示**してください。資料中に説明文等を加筆してもかまいません。
- 内容が十分わかるものであれば、複数の図書をひとつの図書で兼用も可能です。
- 原則すべての評価項目について、根拠資料が必要となりますが、最低レベルの評価をした場合は、根拠資料は不要です。



根拠資料(A3版図面)の例



根拠資料(A4版)の例



※根拠となる部分や参照すべき部分を **赤色の枠囲み** などで明示してください。資料中に説明文等を加筆しても構いません。

## 【届出添付図書】

## 1) 評価ソフトからの印刷物

No.	添付図書	備考
1	<b>「堺市重点項目シート」の</b> ① 重点項目の入力用シート ② 重点項目(結果)シート	<p>本市のホームページから最新版をダウンロードしてください。            最初の届出時は、受付番号欄は空欄としてください。            ※評価が確定した後に、受付番号を入力の上、「堺市重点項目シート」(Excel ファイル)を電子データで提出してください。</p>
2	<b>再生可能エネルギー利用設備の導入検討シートの</b> ① 太陽光発電設備用(義務) ② 太陽熱利用設備用(義務) ③ その他再生可能エネルギー利用設備用(任意)	<p>大阪府のホームページ(本市のホームページにリンク有)から、記入様式(Excel ファイル)をダウンロードして作成し、建築物環境計画書に添付してください。            なお、<u>大阪府知事あての建築物環境計画書(第一面)</u>は添付不要です。</p> <p>再生可能エネルギー利用設備導入検討シートは、導入の有無に関わらず提出してください。また、検討結果がわかる根拠資料等を添付してください。            ※詳細は、大阪府の「再生可能エネルギー利用設備の導入検討の手引き」をご覧ください。</p>
3	<b>「CASBEE-建築(新築)」の</b> ① メインシート ② 評価結果(レーダー)シート ③ 環境設計の配慮事項シート ④ スコアシート ⑤ 排出係数の設定シート ⑥ 採点 Q1~Q3 のシート ⑦ 必要事項の転記シート ⑧ 採点 L1~L3 のシート ⑨ WLCデータシート	<p>CASBEE 評価ソフトは、一般財団法人 日本サステナブル建築協会のホームページから <u>2024年版の最新版</u>をダウンロードして作成してください。</p> <p>建物の外観パース等は、評価結果シートの外観欄の位置に貼り付けてください。(外観図の掲載を希望しない場合は、ご相談ください。)</p> <p>※評価が確定した後に、CASBEE 評価ソフト(Excel ファイル)を電子データで、提出してください。</p>

## 2) 建築関係図書(必須)

No.	添付図書	明示すべき事項	評価項目
4	特記仕様書(建築)	敷地・建物概要 開口部遮音性能 化学汚染物質に対する配慮	Q1-1.2.1 Q1-4.1.1
5	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
6	配置図	縮尺、方位、敷地境界、敷地内における建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上げ等の外構 ※堺市の重点評価の評価根拠資料として、内容を明示してください。 (対策内容別に凡例を表示)	Q3-3.2 LR3-2.2 堺市重点評価
7	各階平面図、 屋根伏図	縮尺、方位、間取、各室の用途・面積、有効採光面積、自然換気面積、バルコニーや屋上緑化 ※堺市の重点評価の評価根拠資料として、内容を明示してください。 (対策内容別に凡例を表示)	Q1-3.1.2 Q1-4.2.2 Q1-4.3.2 Q2-1.1.1 堺市重点評価
8	立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上げ、外壁仕上げ、建築物表面の高温化抑制対策(壁面緑化等)の範囲 ※堺市の重点評価(みどり・ヒートアイランド対策)の評価の根拠資料として、内容を明示してください。(対策内容別に凡例を表示)	Q2-2.2.2 Q3-1 堺市重点評価
9	断面図	縮尺、階高、各階の天井高さ、建築物の高さ、床・屋上の仕上壁厚、外壁・屋根等の外気に接する部分の材質及び熱の損失防止のための措置内容	Q1-2.1.3 Q2-1.2.1 Q2-3.1.1
10	内部仕上表	主要な室の床・壁・天井の仕上げ	Q1-1.3 Q1-4.1.1 Q2-1.3.1 Q2-2.2.3 LR2-3.2.2
11	緑化計画図	樹種、緑地部分の面積、緑化率 CASBEE緑化基準における緑化面積割合及び中高木の割合の計算書 ※堺市の重点評価(「みどり・ヒートアイランド対策」)の評価の根拠資料として植栽計画図を添付してください。	Q3-1 Q3-3.2 LR3-2.2 堺市重点評価
12	計算書	昼光率、壁長さ比率、緑地面積、中高木の占める面積、建築物表面及び敷地の高温化抑制対策面積など(CASBEE評価マニュアル参照)	Q1-3.1.1 Q2-3.1.2 堺市重点評価

## 3) 設備関係図書 (必須)

No.	添付図書	明示すべき事項	評価項目
13	特記仕様書(設備)	設備概要、空調室温設定、設備機器耐震クラス、監視・制御システム、消火剤、冷媒	Q1-2.1.1 Q1-2.2 Q1-2.3 Q2-2.4.4 LR2-3.2.1 LR2-3.2.3
14	電気設備関係図	受変電設備、引込図、系統図	Q2-2.2.6 Q2-2.4.3 Q2-3.3.3 Q2-3.3.5
15	情報通信関係図	情報機器通信設備、引込図、系統図、システム図	Q2-1.1.2 Q2-2.4.5 Q2-3.3.4
16	照明関係図、照度計算書	照明器具配置図、制御区画、設計照度	Q1-3.3 Q1-3.4
17	衛生機器リスト、カタログ類の写し	水槽類、ポンプ類、衛生機器類、節水型機器のカタログ等	Q2-1.3.2 Q2-2.4.2 Q2-2.2.6 Q2-3.3.2
18	給排水系統図	給水、排水管等の材質、口径寸法、配置	LR2-1.1 LR2-1.2.1 LR2-1.2.2
19	空調換気機器リスト	空気調和設備機器、換気設備機器、排煙設備機器、ボイラー、ポンプ類	Q2-2.2.6 LR3-3.1.1 LR3-3.1.2 LR3-3.1.3
20	空調ダクト系統図	給気口、排気口、給気機、排気機、空気調和機類	Q1-2.3 Q1-4.2.3
21	空調配管系統図	配管口径、空気調和機(中央式空調換気設備がある場合)	Q2-2.2.4 Q2-2.2.5
22	基準階平面図(設備)	給気口、排気口、給気機、排気機、空気調和機器、換気設備機器、ダクト類、制御区画	Q2-2.4.1 Q2-3.3.1
23	省エネ措置の概要	建築物省エネ法の適合性判定の計算結果の写し	LR1 - 1 LR1 - 3 塚市重点評価

## 4) 高得点となる項目に関する図書

No.	添付図書	明示すべき事項	評価項目
24	住宅性能評価書	ホルムアルデヒド対策等級、 省エネルギー対策等級、 劣化対策等級	Q1-4.1.1 Q1-2.1.3 Q2-2.2.1 LR1-1
25	バリアフリー法 関連図書	建築物移動等円滑化基準チェックリスト、認定書の写し	Q2-1.1.3
26	設備特記仕様書	室温設定、湿度設定、加湿除湿機能の有無、設備容量、消火剤の種類	Q1-2.1.1 Q1-2.2 LR2-3.2.1
27	取組みに対する資料 (設備)	維持管理 CO <sub>2</sub> の監視方法 雨水利用システム、雑排水利用システム 自然エネルギーの利用(太陽光発電、地熱利用、自然換気システム等) 運用管理体制、大気汚染物質の削減	Q2-1.3 Q1-4.3.1 LR2-1.2 LR1-2 LR1-4.2 LR3-2.1
28	電気設備機器	モニタリング(監視・制御システム、監視ポイント)	LR1-4.1
29	構造特記仕様書	免震・制震・制振装置、 鉄骨断面リスト、 構造躯体の材料(高炉セメント使用箇所等)	Q2-2.1.2 LR2-2.1 LR2-2.3
30	構造計算書(抜粋)	耐震性(層せん断弾力係数、保有水平耐力、重要度係数)	Q2-2.1.1
31	カタログ類の写し	乾式遮音間仕切りの遮音性能 フローリングの遮音性能(△L等級は部材性能であり、CASBEEの基準であるLr(空間性能)と異なる点に注意してください)	Q1-1.2.2 Q1-1.2.3 Q1-1.2.4
		リサイクル材 MSDSシート(P R T R法対象物質を含有しないことの表記があるもの)	LR2-2.4 LR2-3.1
32	計算書類	吸音材の使用面積、 自然換気性能計算書(窓面積/居室面積)、 清掃員控室や清掃用具室と管理倉庫の面積、粗大ゴミスペース等の面積 ガラス面の反射率等	Q1-1.3 Q1-4.2.2 Q2-1.3.2 LR3-3.3.2
33	エネルギー関係書類	太陽光発電、地熱利用、自然換気システム等関係書類	LR1-2
34	交通量調査資料	適切な量に対する資料、交通量調査の概要など	LR3-2.3.3
35	風害検討資料	調査概要、シミュレーション方法、結果、対策後の結果等	LR3-3.2.1
36	日影図	等時間日影図	LR3-3.2.2
37	その他市長が必要と認める図書	建築物の環境品質・性能の向上及び建築物による外部環境負荷の低減のための措置について参考となる事項	

**14** おおさか環境にやさしい建築賞

この賞は、大阪府気候変動対策の推進に関する条例（以下「府条例」といいます。）及び大阪市建築物の環境配慮に関する条例の規定に基づき実施するものです。

建築物の環境配慮の模範となる建築主や設計者を表彰し、その取組みを讃えるとともに、広く公表することによって、環境にやさしい建築物の普及促進及び府民の意識啓発を図ることを目的としています。

詳しくは、大阪府の「建築物環境配慮制度」のホームページをご覧ください。

**15** 届出の概要の公表

建築物の環境配慮の評価結果などの届出の概要を市民に公表することにより、建築主による一層の環境配慮の取り組みが期待されます。また、市民や建物利用者の環境配慮に対する意識やニーズを高めることにより、脱炭素都市「SDGs未来都市・堺」の実現を推進するものです。

The screenshot shows the Sakai City website with a search bar at the top right. A search for 'CASBEE堺' is performed, resulting in a list of search results. A red box highlights the search bar with the text 'CASBEE堺のページへは CASBEE堺 と入力し、検索をクリックしてください'. A red arrow points to the search bar with the number 1. Another red arrow points to the search button with the text 'クリック' and the number 2. A third red arrow points to the search result '令和 年度 CASBEE 届出公表一覧 - 堺市' with the text 'クリック' and the number 3. A yellow arrow points from the search bar area to the highlighted search result.

検索結果

CASBEE堺 (キャスピーさかい) とは - 堺市  
www.city.sakai.lg.jp > kenchiku > shidou > kenchiku > casbeesakai  
2025/04/28 ... 1. 目的: 堺市建築物の総合環境配慮制度 (略称: CASBEE堺) は、省工

CASBEE堺 (堺市建築物の総合環境配慮制度)  
www.city.sakai.lg.jp > sangyo > tochi > kensetsushido > casbeesakai  
2023/04/27 ... CASBEE堺 (堺市建築物の総合環境配慮制度) ・局部課名・申請書等の

令和 年度 CASBEE 届出公表一覧 - 堺市  
www.city.sakai.lg.jp > kurashi > jutaku > kenchiku > shidou > kenchiku  
2025/04/23 ... 「省エネ基準への適合」の欄では、大阪府気候変動対策の推進に関する

【公表の内容】

1) 公表一覧

公表している概要は、塚市建築物 環境計画変更届出書の提出により変更(更新)することがあります。変更(更新)した場合や、塚市建築物 工事完了届出書が提出された場合には、更新情報の欄に記載します。

- 建築安全課のCASBEE 塚のホームページでの公表期間は、概ね5年間です。(CASBEE の評価結果は、新築では竣工後3年間が有効期間です。)
- 広告物に環境性能表示があれば、ラベルの表示番号から建築物を特定できます。(建築物環境性能の表示ラベルそのものは掲載しません。)
- 塚市が認証をしたものではありません。

認証制度については、一般財団法人 住宅・建築SDGs 推進センターのホームページをご覧ください。

令和〇年度 CASBEE 塚 届出概要				
令和〇年度 CASBEE 塚 届出 (受付番号1~5)				
受付番号	建物名称	建築主	設計者	概要
1	〇〇ビル	(株)〇〇 (代)〇〇	(株)〇〇 設計	CASBEE値 B+(1.3) 環境配慮の概要 省エネ基準への適合 適合 再エネ設備 あり 環境性能表示の有無 - 工事完了日 令和〇年〇月〇日 更新情報 工事完了届出 YD 〇-〇

下の2つの評価結果が公表されます。建築物環境性能の表示ラベルやスコアシート、設計図書などは公表しません。

ダウンロード(PDF: 〇〇KB)

クリック ④

2) 公表シート (PDFファイル形式でこの2つを公表します)

**CASBEE<sup>®</sup>-建築(新築) | 評価結果 |**

2.1 建築物の基本情報  
2.2 建築物の環境性能 (BEE) (1~10)  
2.3 太陽光の活用 (太陽光発電) (1~10)  
2.4 中項目の評価 (バーチャート)  
2.5 省エネルギー設備の導入状況

**塚市重点項目(結果)**

1. 建築物概要  
2. 重点項目の評価  
3. 重点項目のCASBEEスコア  
4. 再生可能エネルギー利用設備の導入検討



# 環境性能表示制度

第2章 堺市建築物環境性能表示制度


1 制度の概要

延床面積が2,000㎡以上の届出義務がある建築物の販売または賃貸の広告を行う場合には、建築物環境性能を表示する必要があります。また、工事期間中は現場への掲示が必要です。

建築物環境性能の表示を行うことにより、環境配慮に対する取り組みや再生可能エネルギー利用設備の有無を広く市民や購入者または賃借人に、わかりやすくお知らせすることができます。

ただし、表示に伴う責任は、建築主の自己の責任において行うこととします。

2 建築物環境性能の表示内容

評価内容	ラベルのデザイン(PDF形式)
<p>■CASBEE堺による評価の場合：</p> <p>総合評価を星の数(最大5つ星)で表し、堺市重点項目に対する取り組み度合いを桜の花びらの数(5段階評価)で表示しています。太陽光発電等再生エネルギー利用設備の有無も桜の花びらで表示しています。</p> <p>(延床面積が300㎡以上2,000㎡未満の任意届出による場合も同じ)</p> <p>●工事現場に同ラベルを拡大して表示する義務があります。(任意届出の場合でも表示することができます。)</p>	<p>ラベルのデザイン(PDF形式)</p> <p>堺市建築物環境性能表示 (様式第5号(甲))</p>  <p>広告(サイズ:横60ミリ×縦36ミリ) 工事現場(サイズ:横280ミリ×縦170ミリ)</p>
<p>■建築物省エネ法における省エネ性能表示制度による評価を併記する場合：</p> <p>CASBEE 堺による評価に加えて、「省エネ性能ラベル」の要素も表示しています。</p> <p>建築物省エネ法に基づく「省エネ性能ラベル」について、詳しくは、国土交通省のホームページをご覧ください。</p> <p>※省エネ性能ラベル等作成プログラムによる評価も必要となります。</p>	<p>堺市建築物環境性能表示 (様式第5号(乙))</p>  <p>広告(サイズ:横60ミリ×縦36ミリ)</p>

3 表示が必要な広告

販売または賃貸を行う建築物(「販売等建築物」という。)の販売価格または賃料及び間取り図が表示されている広告を、新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに行う場合には、建築物環境性能の表示が必要となります。(ホームページ上での広告等については不要です。)

ラベルのデザインは様式第5号(甲)となります。ただし、広告の表示面積が623.7c㎡(日本工業規格A4版)以下のものは、表示を省略することができます。なお(乙)を希望する場合には別途のご連絡が必要です。

また、延べ面積が300㎡以上2,000㎡未満の任意届出によるものは、堺市建築物の総合環境配慮制度を活用して、建築物環境性能の表示を広告に掲載することができます。

#### 4 工事現場への表示ラベルの掲出

堺市建築物 環境計画書を届け出た建築物について、工事現場への表示ラベルの掲出が必要です。届出内容を確認した後、本市からラベルのデータをメールにて送付しますので、通行人から見やすい場所（道路側等）に1箇所以上、ラベルを掲示してください。任意届出の場合も掲示ができます。なお、現場表示する旨の届出は不要ですが、工事着手（仮囲い設置後）から工事完了まで、表示ラベルの内容が破損、劣化等で見えにくくならないよう対策を講じてください。

#### 5 表示の届出

建築主及び販売または賃貸の代理または媒介をするもの（「販売等受託者」という。）は、建築物環境性能を広告に表示したときは、表示した日から**15日以内**に「堺市建築物 環境性能表示届出書（様式第6号）」に、当該広告またはその写しを添付して届出てください。表示の届出後、CASBEE 堺のホームページに広告表示がある旨を公表します。

同じ建築物の広告を複数回にわたって行う場合は、建築物環境性能の表示は複数回すべての広告に表示しなければなりません。最初に表示を行った広告時のみ届出てください。同一敷地内に販売等建築物が複数棟あり、広告時期が異なる場合は、それぞれの販売等建築物ごとに、最初に表示を行った広告時に届出てください。

なお、届出書に添付する広告またはその写しについて、磁気的方法または光学的方法その他、人間の知覚によって認識することができない方法により記録したもの（CD、DVD など）やインターネットの利用による場合には、広告内容及び建築物環境性能の表示が確認できる部分を印刷したものを、広告の写しとして添付してください。

#### 6 同一敷地内の複数棟を同一の広告に掲載する場合の取扱い

販売等の建築物一棟ごとに、建築物環境性能を表示することが原則です。この場合、販売等の建築物との対応関係がわかるように、建築物環境性能を表示した隣接部分に対象となる棟名などを表示してください。また、複数棟のうち、一部が建築物環境性能の表示対象となる場合は、対象となる販売等の建築物についてのみ、一棟ごとに表示をしてください。

#### 7 販売等の建築物で、一部で評価があてはまらない場合の取扱い

集合住宅の評価は、代表的な住戸と共用部の評価を合わせて、棟全体の評価となっています。そのため、表示された評価があてはまらない住戸がありますので、下記の例文を参考に建築物環境性能を表示した隣接部分に、その旨を表示してください。

（例文1）本評価は建物全体について評価したものであり、特定の住戸の環境性能を示すものではありません。

#### 8 変更後の表示の取扱い

「堺市建築物 環境計画変更届出書（様式第2号）」の届出に伴い、建築物環境性能の表示内容に変更が生じた場合には、速やかに変更後の広告及び変更の届出をしてください。

この場合の広告には、表示内容が変更されたことが分かるよう、建築物環境性能の表示の隣接部分に変更内容を分かりやすく表示してください。

（例文2）「エネルギー消費性能」について、評価を変更しました。

（例文3）「安全快適なくらし」について、評価点が3から4に上がりました。

変更後の建築物環境性能の表示を初めて広告に表示したときは、表示した日から**15日以内**に「堺市建築物 環境性能表示変更届出書（様式第7号）」に、当該広告またはその写しを添付して届出てください。  
また、当該建築物を購入または賃貸しようとする方や既に契約を締結した方に、変更内容を説明してください。

## 9 購入者等への説明

建築物環境性能の表示内容は、宅地建物取引業法が定める重要事項説明には該当しませんが、建築主及び販売等受託者は、当該建築物の購入者または賃借人に環境配慮に係る措置の評価結果の内容を説明するように努めてください。また、届出内容の概要が「CASBEE 堺」のホームページに掲載されていることを紹介してください。

## 10 表示に係る検査

広告に建築物環境性能の表示をするときは、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、社団法人近畿地区不動産公正取引協議会「不動産の表示に関する公正競争規約」など、その他関連法令を遵守し適正な表示を行ってください。

なお、届出に係る表示について必要があると認めるときは、検査を実施する場合があります。

## 11 表示の有効期限

建築物環境性能の表示は、新築の建築物にあっては建築物の工事が完了した日から3年を超えて表示することができません。

一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センターでは、CASBEE-建築（新築）は設計仕様に基づく予測評価であるため、評価結果は、竣工後3年間有効としています。

## 12 ラベル表示を見る時の注意点

### ① 自己表示に基づく表示です

この評価は堺市が認証したものではありません。建築主等の環境配慮の取組みを、堺市が設けた基準を用いて自己評価したものです。

### ② 代表的な住戸を評価しています

集合住宅は、代表的な住戸と共用部の評価で、建物全体の評価としています。そのため、表示された評価が当てはまらない住戸があります。

### ③ 評価時期に注意しましょう

CASBEE評価ソフトは、建築技術の進歩、環境指標の変更などに伴い改正されます。（表示の下部に、評価ソフトの年度を記載。）

CASBEE-建築（新築）における評価結果の有効期間は、竣工後3年間で、長期間に渡る性能を示すものではありません。

### 13 その他留意事項

#### ① 販売等受託者の責務について

販売等建築主が、販売等建築物の広告、販売もしくは媒介を委託する場合、広告、販売もしくは媒介の委託先には、建築主の責務により表示を委託することとします。

#### ② 建築主の責務

CASBEEによる評価、堺市重点項目シートによる評価及びラベル表示に伴う責務は、すべて建築主に依存するものとします。

#### ③ その他

建築物環境性能表示は、堺市が認証を与えるものではなく、建築主の自主的な環境配慮への取組結果を表示するものです。

また、堺市の建築物環境性能表示であるとの誤認を招くようなラベルの表示は行わないでください。

# 第3章



# 資料編

第3章 資料編

1 届出等の書式の記入ポイント

様式第1号(第3条関係)

堺市建築物環境計画書

工事着手の21日前までに届けてください。

堺市長 殿

年 月 日

届出者 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

大阪府気候変動対策の推進に関する条例第17条第1項、又は堺市建築物の総合環境配慮に関する要綱第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

工事名称ではなく建築物の名称を入力してください。

建築物の名称		所在地には地名地番を入力してください。					
建築物の所在地		堺市					
建築物の概要	工種の種別	<input type="checkbox"/> 新築		<input type="checkbox"/> 増築 用途はプルダウンメニューからも自由記述もできます。			
	用途別床面積	用途	床面積	用途	床面積	用途	床面積
(増築または改築の場合は、当該増築または改築に係る部分)			m2		m2		m2
敷地面積		m2	建築面積	m2	延床面積	m2	
構造		高さ	m	階数	地上	階、地下	階
工事着手予定日		年 月 日		工事完了予定日		年 月 日	

【建築物の環境配慮のために講じようとする措置】

1. 再生可能エネルギー源を利用する設備の導入検討 (検討内容は、別添「再生可能エネルギー利用設備導入検討シート」のとおり)

太陽光発電設備と太陽熱利用設備の導入検討書を添付してください。

導入する。  
 導入しない。

2. 省エネルギー基準への適合状況(府条例第16条第3項)

外皮基準	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 不適合	<input type="checkbox"/> 対象外
一次エネルギー基準	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 不適合	<input type="checkbox"/> 対象外
	<input type="checkbox"/> 省エネルギー基準の適合対象外		

プルダウンメニューから有無を選択してください。

3. 評価の結果(府条例第16条第5項)  別添のとおり

【建築物の環境配慮に係る設計をした建築士事務所】

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

【当該届出に係る連絡先】

所属・氏名

電話番号

メールアドレス

メールでのやり取りを行いますので、必ずメールアドレスを入力してください。(各様式とも同じです)

※堺市受付欄

【公表について】(届出者が個人の場合に記入)

氏名と住所の公表について、 同意します。

届出者が個人の場合のみ選択してください。 同意しません。

(備考) 1  欄には、該当箇所「レ」または黒塗りしてください。

2 「省エネルギー基準への適合状況」については、根拠資料を添付してください。

様式第2号(第4条関係)

堺市建築物環境計画変更届出書

変更の工事に着手する15日前までに届けてください。

堺市長殿

年 月 日

届出者

氏名

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住所

\_\_\_\_\_

届出者や建築物の名称、地番を変更する場合には、変更した日から30日以内に届けてください。

大阪府の省エネルギー対策の推進に関する条例第18条第1項、第2項、又は堺市建築物の総合環境配慮に関する要綱第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称	_____			当初の受付欄の番号を記入してください。 (例) 第YA O-〇〇号
建築物の所在地	堺市			
建築物環境計画書 届出年月日及び届出番号	年 月 日	第	号	
変更をしようとする事項	変更前	_____		
	変更後	_____		
変更の理由	_____			
変更工事 着手予定日	年 月 日	工事完了 予定日	年 月 日	
【当該届出に係る連絡先】			※堺市受付欄	
所属・氏名	_____			
電話番号	_____			
メールアドレス	_____			
(備考)	_____			

様式第3号(第6条関係)

## 堺市建築物工事取りやめ届出書

工事取りやめの日以後すみやかに届けてください。

堺市長殿

年 月 日

届出者 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所

大阪府気候変動対策の推進に関する条例第19条第1項、又は堺市建築物の総合環境配慮に関する要綱第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称			当初の受付欄の番号を記入してください。 (例) 第YA 〇-〇〇号
建築物の所在地	堺市		
建築物環境計画書 届出年月日及び届出番号	年 月 日	第	号
工事取りやめ年月日	年 月 日		
【当該届出に係る連絡先】			※堺市受付欄
所属・氏名			
電話番号			
メールアドレス			
(備考)			

様式第4号(第7条関係)

## 堺市建築物工事完了届出書

堺市長殿

工事完了日から15日以内に  
届け出てください。

年 月 日

届出者 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所

大阪府気候変動対策の推進に関する条例第20条第1項、又は堺市建築物の総合環境配慮に関する要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

当初の受付欄の番号を記入してください。  
(例) 第YA ○-○○号  
変更届出を提出した場合は  
(例) 第YB ○-○号

建築物の名称			
建築物の所在地	堺市		
建築物環境計画書 届出年月日及び届出番号	年 月 日	第	号
工事完了日	年 月 日		
【当該届出に係る連絡先】		※堺市受付欄	
所属・氏名			
電話番号			
メールアドレス			
(備考)			

(注) 工事完了とは、建物および外構とも工事を完了することをいいます。(21 ページ参照)

**CASBEE評価がA以上**の届出の場合は、**建物の外観(二面以上)と環境配慮を行った箇所の写真を添付**してください。

様式第6号(第11条関係)

## 堺市建築物環境性能表示届出書

広告の表示日から15日以内に  
届け出てください。

堺市長 殿

年 月 日

届出者 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所

大阪府気候変動対策の推進に関する条例第23条第1項、又は堺市建築物の総合環境配慮に関する要綱  
第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

当初の受付欄の番号を記入してください。  
(例) 第YA ○-○○号  
変更届出を提出した場合は  
(例) 第YB ○-○○号

建築物の名称			
建築物の所在地	堺市		
建築物環境計画書 届出年月日及び届出番号	年 月 日	第	号
建築物環境性能表示 を表示した者	<input type="checkbox"/> 建築主 <input type="checkbox"/> 販売等受託者		
販売受託者	名 称 (代表者の氏名)		
	住 所		
	電 話 番 号		
広告に建築物環境性能表示を最初に表示し、又は表示させた日	年 月 日		
広告又はその写し	別添のとおり		
【当該届出に係る連絡先】	所 属 ・ 氏 名 電 話 番 号 メールアドレス		※堺市受付欄
(備考)			

様式第7号(第11条関係)

## 堺市建築物環境性能表示変更届出書

広告の表示日から15日以内に  
届け出てください。

堺市長殿

年 月 日

届出者 氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所

大阪府気候変動対策の推進に関する条例第24条第1項、又は堺市建築物の総合環境配慮に関する要綱第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称				当初の受付欄の番号を記入してください。 (例) 第YA ○-○○号
建築物の所在地	堺市			
建築物環境計画書 届出年月日及び届出番号	年 月 日	第 号		
建築物環境性能表示 届出年月日及び届出番号	当初の受付欄の番号を記入してください。 (例) 第YE ○-○○号		第 号	
建築物環境計画変更届出 届出年月日及び届出番号	年 月	変更届出を提出した場合は (例) 第YB ○-○○号	第	号
建築物環境性能表示 を表示した者	<input type="checkbox"/> 建築主 <input type="checkbox"/> 販売等受託者			
販売受託者	名 称 (代表者の氏名)	該当する種別にプルダウンメニューから チェックの有無を選択してください。		
	住 所			
	電 話 番 号			
変更後の建築物環境性能 表示を最初に表示し、又 は表示させた日	年 月 日			
広告又はその写し	別添のとおり			
【当該届出に係る連絡先】			※堺市受付欄	
所 属・氏 名				
電 話 番 号				
メー ル ア ド レ ス				
(備考)変更の概略を記載してください。				

## 2 CASBEE-建築(新築)の補足資料

### 1) 「LR3-2.1 大気汚染防止」について

本市では「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制があります。  
詳しくは、本市のホームページ > 大気に関する規制 > ばい煙(有害物質含む)に関する規制  
をご覧ください。

## ばい煙(有害物質含む)に関する規制

### 大気汚染防止法に基づく規制

法のばい煙とは、次のものをいいます。

1. 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する**いおう酸化物**
2. 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生する**ばいじん**
3. 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く)に伴い発生する物質で、以下のもの

- カドミウム及びその化合物
- 塩素及び塩化水素
- フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素
- 鉛及びその化合物
- 窒素酸化物

工場・事業場等においてばい煙発生施設を新たに設置又は構造等の変更をしようとする場合は、事前に(60日以上前)届出が必要です。また、代表者氏名等の届出記載事項を変更したときや、施設を廃止したときなどにも届出が必要です。

ばい煙発生施設を設置している事業者は、排出基準を遵守し、大気を汚染させないようにしなければなりません。排出基準は、施設の種類、規模、構造や設置の時期などによって定められています。

また、法に基づく定期的な測定と測定結果の保管が義務付けられています。

### 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制

条例のばい煙とは、次のものをいいます。

1. 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生する**ばいじん**
2. 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く)に伴い発生する物質で、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(**有害物質**) (条例施行規則別表第1で規定)

工場・事業場等においてばいじん(有害物質)に係る届出施設を新たに設置又は構造等の変更をしようとする場合は、事前に(60日以上前)届出が必要です。また、代表者氏名等の届出記載事項を変更したときや、施設を廃止したときなどにも届出が必要です。

届出施設を設置している事業者は、排出基準を遵守し、大気を汚染させないようにしなければなりません。排出基準は、施設の種類、設置地域などによって定められています。

また、条例に基づく定期的な測定、届出施設等の使用及び管理の状況の記録と測定結果の保管が義務付けられています。

## 2) 「LR3-3.1.1 騒音」、「LR3-3.1.2 振動」について

本市では規制対象地域について、騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域のほかに「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制地域があります。

詳しくは、本市のホームページ > 工場・事業場の規制について をご覧ください。

## 工場・事業場の規制について

## 規制基準について

規制対象地域内に設置されている工場や事業場から発生する騒音や振動には「規制基準」が定められており、**その敷地境界線上で規制基準を遵守しなければなりません。**

(騒音規制法第5条、振動規制法第5条、大阪府生活環境の保全等に関する条例第85条)

## 騒音に係る規制基準

区域・時間		朝(6~8時)、 夕(18~21時)	昼間 (8~18時)	夜間 (21~翌6時)
ア.第1・2種低層住居専用地域		45デシベル	50デシベル	40デシベル
イ.第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、 準住居地域、市街化調整区域		50デシベル	55デシベル	45デシベル
ウ.近隣商業地域、商業地域、準工業地域		60デシベル	65デシベル	55デシベル
エ.工業地域、工業 専用地域の一部	既設の学校・保育所等の敷地の周囲 50メートルの区域及び上記イの区 域の境界線から15メートル以内の 区域	60デシベル	65デシベル	55デシベル
	その他の区域	65デシベル	70デシベル	60デシベル

## 振動に係る規制基準

区域・時間		昼間(6~21時)	夜間(21~翌6時)
ア.第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、 第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域		60デシベル	55デシベル
イ.近隣商業地域、商業地域、準工業地域		65デシベル	60デシベル
ウ.工業地域及び 工業専用地域の一 部	既設の学校・保育所等の敷地の周囲50メー トルの区域及び上記アの区域の境界線から15メ ートル以内の区域	65デシベル	60デシベル
	その他の区域	70デシベル	65デシベル

## 府条例に基づく規制地域

法の規制地域に加え、次の地域

### ☐ 条例施行規則第53条第2号の規定に基づく地域

本市では、下記リンク先地図上の赤線で囲まれた地域が該当します。

- ↓ [松屋大和川通、緑町周辺 \(PDF: 353KB\)](#)
- ↓ [三宝町、海山町、塩浜町、山本町、神南辺町、築港南町、大浜西町周辺 \(PDF: 366KB\)](#)
- ↓ [出島西町、石津西町周辺 \(PDF: 404KB\)](#)
- ↓ [築港浜寺町周辺 \(PDF: 456KB\)](#)
- ↓ [木材通周辺 \(PDF: 505KB\)](#)

## 圧縮機及び送風機

施設名	騒音		振動		備考
	法	条例	法	条例	
空気圧縮機	7.5kW	3.7kW	7.5kW	7.5kW	
空気圧縮機以外の圧縮機		3.7kW	7.5kW	7.5kW	
送風機	7.5kW	3.7kW			

## その他施設

施設名	騒音		振動		備考
	法	条例	法	条例	
冷凍機及び空調機		*7.5kW			*クーリングタワーを有せず室外機に圧縮機又は送風機を有するもの
クーリングタワー		2.2kW			

### 3) 「LR3-3.1.3 悪臭」について

本市では全域が悪臭防止法の規制地域に指定されており、臭気指数による規制が行われています。詳しくは、本市のホームページ > 悪臭防止法による規制について をご覧ください。

**CASBEE堺** 堺市建築物の総合環境配慮制度 マニュアル(2024年対応版)

2011年 8月 発行  
2015年 3月 改訂  
2018年 3月 改訂版  
2025年 10月 2024年対応版



**堺市建築物の総合環境配慮制度の問合せ先**

堺市 建築都市局 開発調整部 建築安全課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市役所 高層館 13階 TEL 072-228-7936  
建築安全課メールアドレス [kenan@city.sakai.lg.jp](mailto:kenan@city.sakai.lg.jp)

2025年10月発行